

令和2年度第1回 垂水区地域包括支援センター運営協議会

日 時：令和2年8月11日（火）

午後1時30分～

場 所：垂水区役所 2階 健康教育室 5,6

会 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和1年度地域包括支援センターの運営状況について
 - ・実績報告書について（資料1-1）
 - ・あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況について（資料1-2）
- (2) 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画書について（資料2）
- (3) 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取り扱いについて
—指定居宅介護支援事業所の選定における確認書の受理状況—（資料3）
- (4) 区運営協議会における報告事項の見直しについて（資料4）
- (5) 令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について（資料5）

【 以 下 非 公 開 】

- ~~(6) 特定事業所へのサービス集中率について（資料6）~~
- (7) 地域包括ケア充実のための事業目標（資料7）
- (8) その他

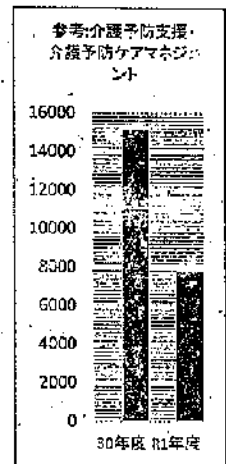
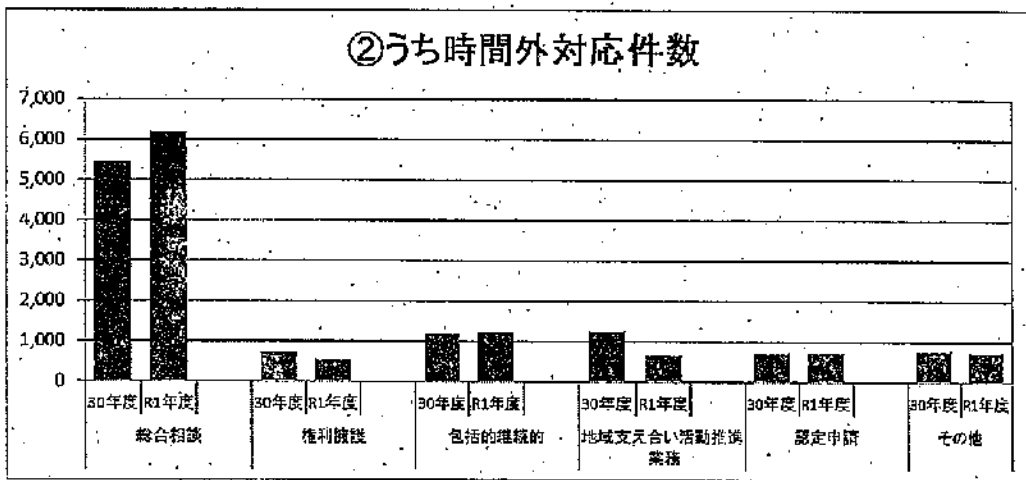
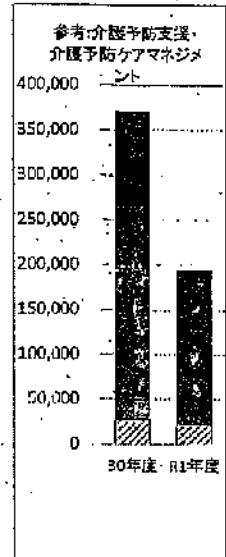
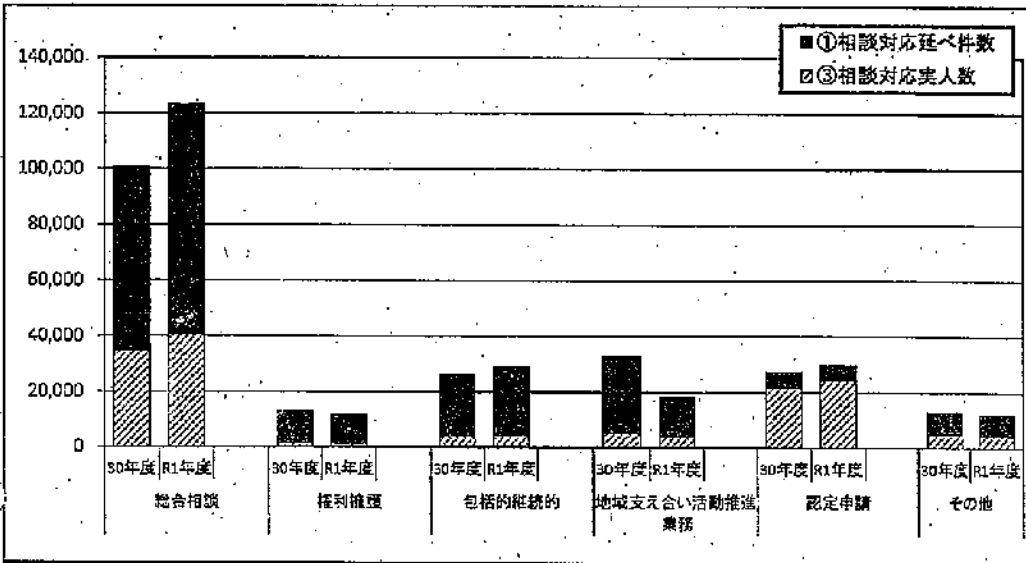
3 閉 会

令和元年度 実績報告書(全市)

資料1-1

1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



	総合相談支援							介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的・ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	成年後見制度		指置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネ・シフト支援	地域支え合い対応					
電話	42,729	5,426	10,814	7,974	1,679	117	120,450	1,083	126	5,203	224	11,150	7,880	5,335	4,306	7,288	231,673	
うち時間外対応	2,238	189	514	498	107	4	5,295	28	3	289	12	432	372	201	142	537	10,864	
未所	13,108	1,174	2,656	1,051	840	293	8,825	234	7	495	21	1,806	850	1,285	8,206	1,564	40,218	
うち時間外対応	385	83	155	69	54	16	274	15	0	39	0	88	39	26	275	94	2,082	
訪問	11,532	875	4,075	8,684	1,106	686	56,359	437	44	1,529	97	2,034	2,816	5,768	15,442	1,959	113,433	
うち時間外対応	480	26	155	311	54	31	1,639	9	3	86	3	66	107	152	289	70	3,491	
その他	2,928	608	1,678	3,198	322	32	10,841	263	27	1,873	64	1,407	1,313	5,535	1,844	1,287	33,317	
うち時間外対応	163	10	90	85	13	2	482	4	0	56	1	77	57	295	33	44	1,432	
①相談対応案件数	70,295	8,083	18,223	20,687	3,847	1,128	194,284	1,997	204	9,200	408	18,387	12,656	18,123	28,800	12,088	418,641	
前年度比	0%	23%	-	-1%	30%	6%	-48%	-5%	-23%	-7%	-20%	14%	7%	-45%	9%	-7%	-29%	
1圏域あたり(件)	901	104	246	268	49	14	2,491	25	3	118	5	210	152	232	362	155	5,287	
②うち時間外対応件数	2,741	309	914	974	226	50	7,900	56	6	470	16	963	575	874	339	745	17,939	
前年度比	-6%	14%	-	-12%	68%	56%	-49%	-41%	-76%	-21%	-35%	8%	-1%	-47%	1%	-3%	-29%	
1圏域あたり(件)	48	4	12	12	3	1	100	1	0	6	0	9	7	9	10	230		
③相談対応実人数	24,199	2,408	4,874	6,933	1,779	906	22,332	290	36	851	218	3,348	1,051	3,985	24,213	6,312	-	
前年度比	-5%	18%	-	11%	49%	9%	-20%	-5%	-28%	-14%	-8%	14%	6%	-24%	18%	-13%	-	
1圏域あたり(人)	310	32	60	85	23	12	286	5	0	8	3	43	13	51	310	55	-	

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数
 ※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがきの窓口	サービス事業者	介護保険制度会報	その他	合計
苦情件数	68	50	45	3	15	181
求人数	53	46	45	3	15	162

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	236,343 件	1.1%	3,030.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	163 件	5.2%	2.1 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	205,335	27,495

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	244 件	-16.7%	3.1 件
	参加人数	4,809 人	-24.5%	61.7 人
	(内訳)協議体開催数	112 件	-16.4%	1.4 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	341 件	-14.8%	4.4 件
	参加人数	1,229 人	-29.1%	15.8 人
自センター主催の会議等	開催数	648 件	-47.2%	8.3 件
	参加人数	8,850 人	-49.1%	113.5 人
小地域支え合い連絡会	開催数	656 件	-10.7%	8.4 件
	参加人数	7,041 人	-10.6%	90.3 人
行政等主催の会議等	開催数	3,893 件	-19.5%	49.9 件
	参加職員数	5,183 人	-20.5%	66.4 人
地域主催の会議等	開催数	6,558 件	9.0%	84.1 件
	参加職員数	9,460 人	6.0%	121.3 人
ケアマネ等研修会	開催数	311 件	-12.4%	4.0 件
	参加人数	3,294 人	-11.7%	42.2 人
介護リフレッシュ教室	開催数	390 件	-11.0%	5.0 件
	参加人数	3,722 人	-11.0%	47.7 人
運営推進会議	開催数	1,232 件	-17.5%	15.8 件
	参加職員数	1,348 人	-20.0%	17.3 人
研修	回数	2,137 件	-26.1%	27.4 件
	受講職員数	3,400 人	-29.9%	43.6 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,523 件	-	19.5 件
	参加職員数	2,366 人	-	30.3 人
他機関との連絡調整	件数	68,226 件	-18.1%	874.7 件

月別実績報告書 その1

セン.番号: センター名: 全市

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				権利相談				小児虐待防止 相談窓口 マニフェスト	相談事例 対応	相談 文書 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実務支援 外サービス	介護保険 サービス	基本 チェックリスト	成年 後見制度	措置						
電話	42,729	5,423	10,814	7,974	1,573	117	1,063	125	5,203	224	11,150	4,305	7,285	231,972
35歳未満対応	2,223	129	514	489	107	1	25	3	288	12	422	142	537	10,954
来所	19,109	1,174	2,555	1,051	840	253	234	7	485	21	1,500	8,208	1,554	40,213
35歳未満対応	355	83	155	99	54	15	15	0	39	0	88	275	84	2,062
訪問	11,332	875	4,075	2,564	1,100	889	437	44	1,553	97	2,034	15,442	1,959	118,433
35歳未満対応	490	28	153	311	54	31	9	3	88	3	66	285	70	9,491
その他	2,925	800	1,578	3,196	322	32	203	27	1,373	64	1,407	1,844	1,237	35,317
35歳未満対応	153	10	90	95	13	2	4	0	56	1	77	32	44	1,432
合計	70,285	8,063	18,233	20,887	3,647	1,128	1,397	204	9,200	406	15,337	28,800	12,038	418,164
35歳未満対応	3,741	308	914	974	228	50	56	6	470	16	623	738	740	17,969
要人数	24,199	2,498	4,674	6,538	1,778	808	390	36	651	213	3,346	24,213	4,313	101,222

2. 苦情件数(再掲)

センター	えが岩 の窓口	サービスマ ン	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	50	45	3	15	181
要人数	46	45	3	15	182

3. 広報啓発 緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	201,343
(内訳)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	55,315
緊急対応件数(重複対応等)	件数	163	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち退会数	うち転居数	うち要託数	委託数のうち 新規数
総合事業のサービス外	5,633	138	5,494	2,024	48		
貸家型	3,370	81	3,289	780	16		
簡易型	0	0	0	0	0		
セルフ型	14,997	292	14,705	4,769	122		
予防給付	回数	205,535	回数	27,455			

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

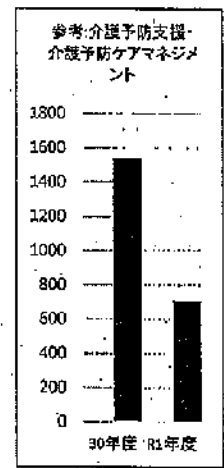
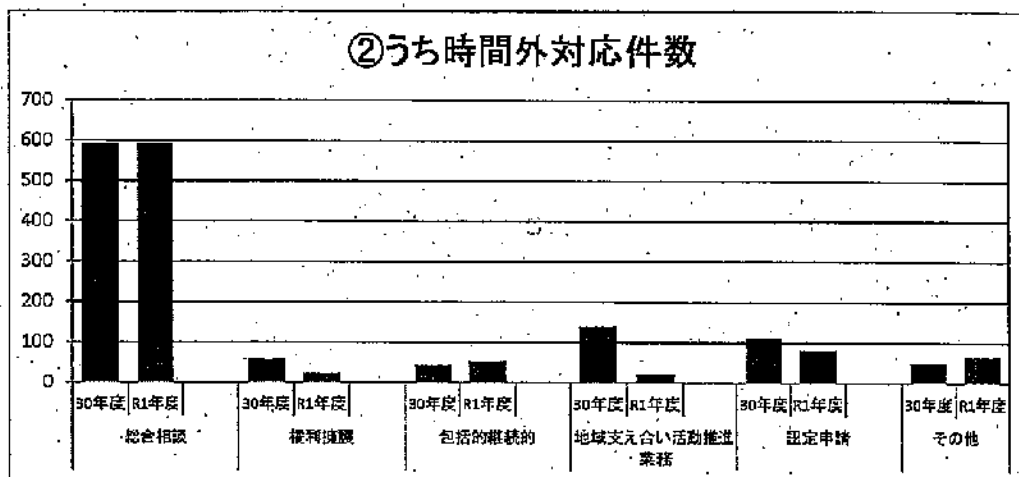
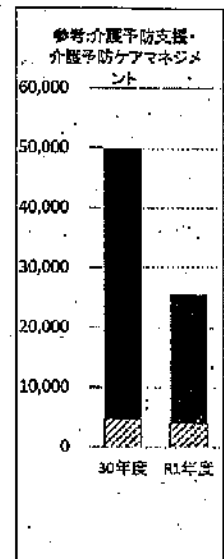
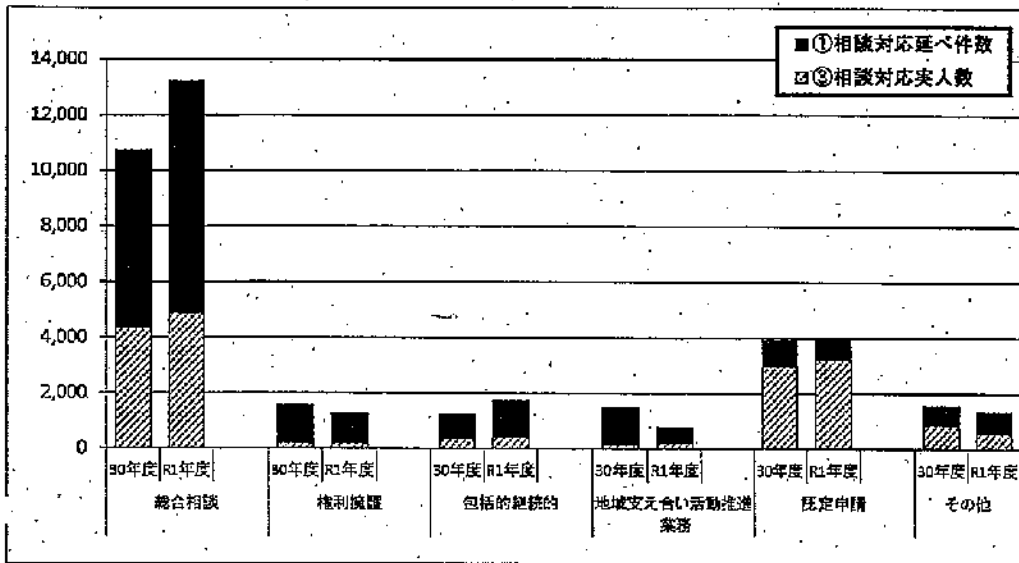
地域ケア会議	開催数	244	0	4,803
(内訳)協議体機能を有するもの	開催数	112		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	341	0	1,223
自センター主催の会議等	開催数	848	0	9,560
小地域支え合い連絡会	開催数	859	0	7,041
行政等主催の会議等	開催数	3,883	0	6,189
地域主催の会議等	開催数	6,558	0	9,486
ケアマネ等研修会	開催数	311	0	3,294
介護ワーカー研修会	開催数	350	0	3,722
運営推進会議	開催数	1,282	0	13,446
研修	回数	2,137	0	3,400
住民主体活動の協力支援	参加回数	1,523	0	2,386
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	88,226		
(内訳)ケース検討会	開催数	1,783		

令和元年度 実績報告書(垂水区)

資料1-1

1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



	総合相談支援							介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	その他		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネ・シフト支援	医師事務対応				
電話	2,483	558	1,438	2,208	223	14	14,802	131	18	446	29	953	288	359	587	787	28,129	
うち時間外対応	135	22	71	126	10	0	485	1	1	11	0	34	3	7	22	40	948	
来所	603	78	219	108	48	15	438	14	0	39	1	37	17	27	331	109	2,285	
うち時間外対応	39	6	19	7	1	0	18	0	0	3	0	4	1	1	27	6	133	
訪問	944	114	832	1,398	186	182	9,125	57	12	193	15	88	216	220	2,592	272	18,216	
うち時間外対応	38	5	25	32	7	3	162	1	0	4	0	4	6	8	33	16	343	
その他	238	44	185	256	72	4	1,344	29	3	268	12	68	64	153	239	165	3,157	
うち時間外対応	18	1	10	17	3	0	84	2	0	1	0	1	0	5	1	4	127	
①相談対応延べ件数	5,272	794	2,479	3,971	527	165	25,507	231	33	945	57	1,142	584	778	3,949	1,333	47,787	
前年度比	-12%	24%	-	14%	-18%	-12%	-4%	-3%	32%	-17%	2%	34%	52%	-4%	1%	-14%	-32%	
1圏域あたり(件)	479	72	225	361	48	17	2,319	21	3	86	5	104	53	71	359	121	4,344	
②うち時間外対応件数	228	34	25	182	21	3	610	4	3	19	0	43	10	22	83	66	1,551	
前年度比	-29%	10%	-	-15%	-30%	0%	-54%	-79%	-	-47%	-100%	34%	-17%	-64%	-27%	28%	-38%	
1圏域あたり(件)	21	3	11	17	2	0	65	0	0	2	0	4	1	2	6	6	141	
③相談対応実人数	2,513	235	701	1,042	224	152	10,082	53	6	110	27	364	163	214	3,227	578	-	
前年度比	-12%	-8%	-	3%	2%	1%	-12%	-9%	50%	-10%	23%	11%	7%	24%	9%	-34%	-	
1圏域あたり(人)	228	21	64	85	20	15	371	5	1	10	2	83	6	19	293	52	-	

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数
 ※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	16	24	11	0	10	61
受人数	16	24	11	0	10	61

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	18,614 件	8.4%	1,692.2 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	19 件	137.5%	1.7 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	34,930	4,522

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	38 件	0.0%	3.5 件
	参加人数	654 人	-18.0%	59.5 人
	(内訳)協議体開催数	23 件	-8.0%	2.1 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	21 件	75.0%	1.9 件
	参加人数	51 人	-3.8%	4.6 人
自センター主催の会議等	開催数	54 件	-57.1%	4.9 件
	参加人数	1,036 人	-55.1%	94.2 人
小地域支え合い連絡会	開催数	82 件	-1.2%	7.5 件
	参加人数	1,012 人	0.1%	92.0 人
行政等主催の会議等	開催数	387 件	-5.4%	35.2 件
	参加職員数	511 人	-2.9%	46.5 人
地域主催の会議等	開催数	621 件	-13.0%	56.5 件
	参加職員数	830 人	-10.0%	75.5 人
ケアマネ等研修会	開催数	26 件	-7.1%	2.4 件
	参加人数	371 人	55.9%	33.7 人
介護リフレッシュ教室	開催数	48 件	-12.7%	4.4 件
	参加人数	452 人	-23.6%	41.1 人
運営推進会議	開催数	254 件	-11.5%	23.1 件
	参加職員数	268 人	-7.3%	24.4 人
研修	回数	209 件	-28.9%	19.0 件
	受講職員数	351 人	-35.2%	31.9 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	178 件	-	16.2 件
	参加職員数	230 人	-	20.9 人
他機関との連絡調整	件数	6,218 件	-11.2%	565.3 件

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

資料 一1

センター番号: 08
センター名: 垂水区

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

相談内容	総合相談窓口				小児科専門 相談窓口	個別支援				地域支え合い 活動	その他	合計					
	介護相談	入居・退居相談	認知症に関する相談	高齢者福祉		介護保険 申請	居宅系 居宅	高齢者 虐待	児童虐待				困難事例 対応				
電話	3,483	550	1,433	2,209	223	14	14,602	131	38	446	29	863	288	368	787	26,129	
うち訪問対応	135	22	71	126	10	0	485	1	1	11	0	34	3	7	22	948	
来所	606	78	218	108	48	15	438	14	0	38	1	87	17	27	681	2,886	
うち訪問対応	39	6	18	7	1	0	19	0	0	3	0	4	1	1	27	8	
訪問	944	114	632	1,368	166	152	9,125	67	12	193	15	09	215	220	2,582	272	15,216
うち訪問対応	36	6	25	32	7	3	182	1	0	4	0	4	6	8	33	16	343
その他	238	44	195	259	72	4	1,344	29	3	289	12	83	84	183	239	105	3,167
うち訪問対応	19	1	10	17	3	0	64	2	0	1	0	1	0	5	1	4	127
合計	5,272	794	2,479	3,971	927	185	28,507	231	33	945	57	1,142	534	778	3,949	1,333	47,787
うち訪問対応	228	34	125	182	21	3	710	4	1	19	0	43	10	22	83	66	1,581
実人数	2,813	238	701	1,042	224	182	4,082	53	6	110	27	394	93	214	3,227	670	13,594

2. 苦情件数(再掲)

センター	入居等の窓口	サービス事業	介護保険制度全般	その他	合計	
居住棟	16	24	11	0	10	61
実人数	16	24	11	0	10	61

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内数)介護予防支援啓発に該当するもの	回数	114	対象人数 2,031
緊急対応件数(事故対応等)	件数	19	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数	
					回数	回数
総合事業のサービスのみ	従来型	1,112	26	1,086	270	5
	簡易型	778	31	747	129	6
予防給付	セルフ型	0	0	0	0	0
	介護予防支援	1,948	36	1,912	500	13
モニタリング	回数	34,530	サービス担当者会議	回数	4,522	

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	開催数	回数	開催数	開催数	回数	開催数	開催数	回数	開催数	開催数
(内数)困難事例を含むもの	開催数	23									
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	21									51
自センター主催の会議等	開催数	54									1,538
小地域支え合い連絡会	開催数	92									1,012
行政等主催の会議等	開催数	387									811
地域主催の会議等	開催数	621									830
ケアマネ等団体会	開催数	26									371
介護リフレクشن教室	開催数	49									482
運営推進会議	開催数	284									266
研修	回数	209									381
住民主体活動の場方支援	参加回数	179									230
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	6,218									
(内数)ケース検討会	開催数	949									

月別実績報告書 その1

資料 一-1

センター番号: 58
 センター名: 横山台あんしんすこやかセンター

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援				介護予防支援 ケアマネ等 1,017	福利機構			地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	介護保険 外サービス		成年 後見制度	児童 福祉 施設	児童養 育 施設				
電話	151	66	118	77	3	4	16	1	253	83	155	2,127
3ヵ月間外対応	9	7	6	4	0	0	1	0	6	1	20	157
来所	31	11	36	10	5	0	4	0	4	0	5	207
3ヵ月間外対応	9	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	30
訪問	74	12	71	57	20	4	8	2	5	0	27	1,456
3ヵ月間外対応	3	3	3	6	0	1	1	0	0	2	4	74
その他	8	8	45	15	2	5	4	4	8	3	11	398
3ヵ月間外対応	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	2	7
合計	284	97	270	159	30	16	73	7	269	24	198	4,126
3ヵ月間外対応	21	19	12	10	0	1	3	0	5	3	27	269
要人数	148	38	72	28	28	8	8	5	135	4	126	1,323

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがね の窓口	サービス第 一課	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
要人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	38	対象人数	1,092
(内訳)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	5	対象人数	133
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
従来型	42	1	41	12	0
簡易型	78	3	76	11	2
セルフレイ	0	0	0	0	
介護予防支援	119	1	118	28	1
モニタリング	回数	2,707	サービス担当者乗換 回数	243	7

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	47
(内訳)出席者数に算入するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数	0
目盛センター主催の会議等	開催数	8	参加人数	348
小池地区支え合い連絡会	開催数	7	参加人数	93
行政等主催の会議等	開催数	42	参加者数	49
地域主催の会議等	開催数	90	参加者数	117
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	18
介護リフレクシブ教室	開催数	5	参加人数	57
運営推進会議	開催数	25	参加者数	20
研修	回数	17	研修者数	17
住民主体活動の打ち合わせ	参加回数	23	参加者数	34
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	109		
(内訳)ケース検討会	開催数	23		

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

資料 一-1

セシ、番号:	80
センター名:	塩屋あんしんすこやかセンター

(R1年度年間)

1. 相談対応要案件数及び人数 (新規を含む)

種別	総合相談支援				介護予防ケアマネリスト	権利保護			相談事例 割合	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退院相談	認知症に関する相談	実用相談		介護保険 外サービス	措置	高齢者 虐待					
電話	217	22	48	0	0	0	15	0	13	11	0	42	1,100
3ヵ月間対面	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	48
来所	76	7	12	0	2	4	1	5	9	8	81	9	201
3ヵ月間対面	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
訪問	103	6	33	70	3	10	13	0	37	17	170	12	1,312
3ヵ月間対面	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	17
その他	16	1	2	3	3	0	32	0	7	3	30	11	217
3ヵ月間対面	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	414	35	90	73	11	12	64	1	105	40	261	74	2,803
3ヵ月間対面	13	2	8	0	0	0	2	0	3	0	2	3	70
要人数	218	15	48	14	6	12	13	1	43	18	251	8	864

2. 苦情件数 (再掲)

センター	高齢者の窓口	サービス課 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
要人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	2,845
(内数)介護予防普及啓発 要に該当するもの	回数	対象人数	340
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	委託数のうち新規数	委託数のうち継続数	要人数
従来型	51	3	48	0	0	
簡易型	73	3	70	16	0	
セルフレイ	0	0	0	0	0	
介護予防支援	96	3	93	33	1	
モニタリング						

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	7	参加人数	181
(内数)協議体機能発するもの	開催数	3		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	1
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	48
小地域支え合い連絡会	開催数	2	参加人数	44
行政等主催の会議等	会議数	41	参加職員数	47
地域主催の会議等	会議数	98	参加職員数	120
ケアマネ研修会	開催数	1	参加人数	10
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	19
運営推進会議	開催数	18	参加職員数	23
研修	回数	35	受講職員数	51
住民主体活動の場支援	参加回数	20	参加職員数	23
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	123		
(内数)ケース検討会	開催数	44		

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

資料 1

センター番号:	81
センター名:	東豊水あんしんすてやかセンター

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

種別	総合相談支援										合計					
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	美濃把握	介護保険 外サービス	本社 サービスの利用	介護相談 センター	介護相談 センター	介護相談 センター	介護相談 センター		介護相談 センター				
電話	762	77	94	24	13	1	1,435	13	0	72	3	59	21	54	11	2,639
5ヵ年訪問対応	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	4	0	16
来所	60	9	11	0	1	1	31	2	0	4	0	3	3	60	0	202
5ヵ年訪問対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
訪問	263	11	33	60	13	36	848	5	0	13	7	65	35	487	4	1,892
5ヵ年訪問対応	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	6
その他	13	4	7	2	5	2	46	5	-0	26	1	10	0	23	3	163
5ヵ年訪問対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,116	101	145	86	32	40	2,393	26	0	115	11	138	60	533	18	4,898
5ヵ年訪問対応	1	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	5	0	23
実人数	478	26	72	25	19	36	631	7	0	17	8	24	41	512	13	1,917

2. 苦情件数 (再掲)

センター	苦情の窓口	サービス課 担当者	介護相談 制度全般	その他	合計
センター	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	6,385
(内訳)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	142
緊急対応件数(事故対応等)	件数	10	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数		うち委託数		委託数のうち新規数
		回数	人数	回数	人数	
従来型	173	0	117	49	2	2
簡易型	100	0	100	41	2	2
セルフ型	0	0	0	0	0	0
予防給付	292	0	264	69	0	0
モニタリング	3,900	サービス担当者会議	回数	715	0	0

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	開催数	参加人数	49
(内訳)協議体機能発育するもの	開催数	2	参加人数	0
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	0
目盛センター主催の会議等	会議数	9	参加人数	43
小地域支え合い連絡会	開催数	12	参加人数	178
行政等主催の会議等	会議数	50	参加職員数	94
地域主催の会議等	会議数	74	参加職員数	109
ケアマネ等研修等	開催数	4	参加人数	87
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	28
運営推進会議	開催数	60	参加職員数	60
研修	回数	19	参加職員数	48
住民主体活動の仕方支援	参加回数	10	参加職員数	23
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	417		
(内訳)ケース検討会	開催数	12		

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

(R1)年度年間

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

種別	総合相談支援				介護相談	入所・通所相談	認知症に関する相談	総合相談支援		介護保険外サービス	基本ケアサービス	介護相談	高齢者虐待	児童虐待	国内・地域的ケアネットワーク	困難事例対応	地域交流・交流活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	実働相談	介護相談	その他																
電話	774	291	201	313	40	0	1,525	13	0	59	3	313	0	0	118	41	7	29	4,124	
当面対応	30	11	6	14	0	0	17	0	0	3	0	7	0	0	1	0	0	4	63	
来所	47	11	22	17	5	0	15	2	0	0	0	0	0	0	5	0	63	1	164	
当面対応	6	2	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	15	
訪問	129	56	58	189	14	19	931	4	0	3	0	14	0	0	62	37	394	1	1,740	
その他	6	2	0	2	2	2	13	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	34	
当面対応	46	17	7	11	10	0	211	2	0	5	0	18	0	0	15	81	14	3	440	
その他	9	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	15	
合計	969	374	258	850	69	19	2,982	21	0	67	3	361	0	0	190	155	418	31	6,488	
当面対応	50	15	1	18	2	2	30	1	0	3	0	7	0	0	2	2	10	4	167	
実人数	370	78	122	255	28	17	462	4	0	6	0	62	0	0	10	74	390	11	1,860	

2. 苦情件数(再掲)

センター	苦情の窓口	サービス課	介護保険制度支援	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	75	対象人数	2,408
(内数)行啓等啓発及啓発に該当するもの	回数	6	対象人数	147
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

種別	管理数	うち新規数		うち継続数		委託数のうち継続数
		件数	人数	件数	人数	
従来型	30	3	21	11	0	
簡易型	66	1	66	12	1	
セルフ型	0	0	0	0		
予防給付	207	3	204	48	1	
モニタリング	4,814	3	204	48	1	805

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

6. 地域支え合い活動推進事業・会誌等

地域ケア会議	開催数	6	参加人数	52
(内数)協議体機能活用するもの	開催数	8		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	2
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	11
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数	89
行政等主催の会議等	会議数	31	参加職員数	45
地域主催の会議等	会議数	27	参加職員数	31
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	92
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	42
運営推進会議	開催数	33	参加職員数	34
研修	回数	15	参加職員数	19
住民主体活動の場外支援	参加回数	23	参加職員数	33
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,098		
(内数)ケース検討会	開催数	13		

月別実績報告書 その1 (R1年度年間)

資料 1

センター番号: 63
センター名: 平瀬 あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

相談内容	総合相談支援				介護支援 マネジメント	権利保護				相談事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に 関する相談	要介護認定		介護保険 外サービス	措置	居宅 介護 サービス 利用 状況	介護支援 マネジメント					
電話	260	37	105	42	79	0	1,122	4	16	4	19	5	22	1,714
360度相談	25	2	4	5	6	0	66	0	2	0	1	0	4	119
来所	59	15	17	2	18	4	81	0	0	0	0	15	0	221
360度相談	4	2	1	0	1	0	6	0	0	0	1	0	1	20
訪問	84	24	72	48	74	31	459	1	0	2	4	10	178	896
360度相談	12	0	4	0	2	0	46	0	0	0	1	4	10	84
その他	22	11	30	59	36	0	226	2	8	1	0	20	18	478
360度相談	0	0	0	0	2	0	20	0	0	0	0	2	0	27
合計	415	87	230	151	207	36	1,868	7	22	7	26	39	214	3,410
360度相談	41	4	12	5	11	0	140	0	2	0	3	8	13	280
実人数	172	30	49	50	55	33	238	0	3	2	14	17	208	699

2. 苦情件数(再掲)

センター	スタッフが 対応するもの	サービス 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
苦情件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	1,920
(内訳)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	492
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数 うち新規数
従業型	91	0	61	17	2
准居型	36	2	34	9	1
セルフ型	0	0	0	0	0
予防給付	114	3	111	39	0
モニタリング	回数	1,839	サービス担当者会議	回数	271

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	28
(内訳)協議体維持に関するもの	開催数	1	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	0	参加人数 0
自センター主催の会議等	開催数	4	参加人数 185
小地域支え合い連絡会	開催数	7	参加人数 100
行政等主催の会議等	開催数	59	参加職員数 60
地域主催の会議等	開催数	35	参加職員数 50
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数 30
介護リアレーション教室	開催数	8	参加人数 50
資源推進会議	開催数	23	参加職員数 23
研修	回数	48	受講職員数 46
住民主体活動の体方支援	参加回数	12	参加職員数 21
関係ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	450	
(内訳)ケース検討会	開催数	2	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

資料-1

セブ 番号: 64
センター名: 本多 関あんしんすこやかセンター

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援										合計						
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	相談支援	介護保険外サービス	福祉サービス	介護予防マネジメント	成行後見制度	障害者雇用	高齢者虐待		消費生活					
電話	342	49	112	335	25	3	2,301	10	0	83	13	11	56	199	120	197	3,736
35件相談対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
来所	130	19	27	9	4	0	46	3	0	9	0	0	4	10	47	58	356
35件相談対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
訪問	75	5	93	175	20	10	1,986	8	0	32	2	0	14	44	380	126	2,928
35件相談対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
その他	64	3	7	25	7	0	120	6	0	117	6	0	19	35	25	71	488
35件相談対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合計	601	76	199	544	56	13	4,392	27	0	221	20	14	83	288	572	451	7,617
35件相談対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8	8
実人数	288	29	81	194	17	9	792	11	0	21	8	5	4	20	394	138	1,639

2. 苦情件数(再掲)

センター	スタッフが窓口	サービス課	介護保険制度	その他	合計
16	14	9	0	8	47
16	14	9	0	8	47

3. 広報啓発-緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	1,396
(内数)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	7	481
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち研修数	うち要修数	要修数のうち要修数
従来型	265	9	345	40	0
隔週型	146	5	140	10	0
セルフ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	373	2	971	53	2
モニタリング	回数	7,860	サービス担当者会議	回数	987

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	開催数	5	参加人数	143
(内数)関係団体様を有するもの	開催数	4			
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	8	8	参加人数	26
当センター主催の会議等	開催数	17	17	参加人数	120
小地域支え合い連絡会	開催数	17	17	参加人数	207
行政等主催の会議等	開催数	35	35	参加職員数	99
地域主催の会議等	開催数	71	71	参加職員数	87
ケアマネ研修等	開催数	2	2	参加人数	16
介護リフレッシュ会議	開催数	9	9	参加人数	109
運営推進会議	開催数	36	36	参加職員数	38
研修	回数	19	19	受講職員数	101
住民主体活動の協力支援	参加回数	29	29	参加職員数	29
個別ケア対応に関する他機関との連絡調整	件数	149			
(内数)ケース検討会	開催数	7			

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

資料-1

セ 番号:	65
センター名:	親子台あんしんすこやかセンター

(R1年度年間)

1. 相談対応実働件数及び人数(新規を含む)

相談内容	総合相談支援				介護相談	電話	訪問	その他	合計									
	入所 連絡相談	認知症 関連相談	突発相談	介護相談 外サービス														
電話	91	4	666	1,271	15	7	4,057	78	14	177	0	177	0	46	10	76	96	6,867
うち高齢者対応	1	0	41	84	0	0	178	1	2	4	0	4	0	16	0	0	2	323
来所	8	0	41	68	2	1	170	3	0	14	0	12	0	12	1	36	11	368
うち高齢者対応	0	0	0	6	0	0	4	0	0	2	0	3	0	3	0	1	1	25
訪問	7	2	265	674	16	7	2,343	28	11	69	0	46	0	46	6	244	42	3,025
うち高齢者対応	0	0	17	20	0	0	10	0	0	1	0	3	0	3	1	1	0	53
その他	4	0	62	106	3	0	286	7	3	10	0	15	0	15	1	13	9	551
うち高齢者対応	0	0	5	12	0	0	23	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	41
合計	110	6	933	1,212	66	15	8,856	118	33	300	0	249	0	249	16	368	166	11,362
うち高齢者対応	1	0	71	122	0	0	215	1	1	7	0	23	0	23	1	2	3	467
実人数	80	4	143	630	21	8	863	11	4	29	0	46	0	46	7	285	79	1,909

2. 苦情件数(再掲)

センター	えんおの窓口	サービス課	介護相談	介護相談	その他	合計
センター	0	0	0	0	0	0
属件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内数)介護予防普及啓発 等に該当するもの	回数	0	0
緊急対応件数(事故対応等)	件数	0	0

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち廃止数	新規数のうち新規数
総合事業のサービスのみのみ	124	1	123	0	0
うち高齢者対応	69	8	61	4	0
セルフケア	0	0	0	0	0
予防防犯	238	10	228	78	2
モニタリング	2,229	サービス担当者会議	回数	428	13

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	合計
(内数)協議件数能率有するもの	開催数	2	13
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	3
白センター主催の会議等	会議数	0	0
小地域支え合い連絡会	開催数	3	43
行政等主催の会議等	会議数	31	31
地域主催の会議等	会議数	16	16
ケアマネ等研修会	開催数	4	54
介護リブレ研修会	開催数	3	33
運営推進会議	開催数	24	25
研修	回数	15	15
住民主体活動の協力支援	参加回数	40	41
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	799	799
(内数)ケース検討会	開催数	190	190

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

資料-1

センター番号: 66
センター名: 神農舎あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

相談内容	総合相談支援				相談内容 の発生 状況	権利保護			相談事例 対応	地域 交流 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	高齢者 虐待 相談		成年 後見制度	成年 後見制度	成年 後見制度					
電話	122	11	76	7	0	525	0	0	1	70	0	61	1,024
35歳未満対応	6	0	3	0	0	4	0	1	0	1	1	6	22
来所	23	6	16	0	0	15	1	3	0	5	87	2	168
35歳未満対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	5
訪問	1	0	2	14	1	382	2	2	0	6	220	11	647
35歳未満対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	11	0	8	3	0	48	0	3	0	2	70	6	180
35歳未満対応	6	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	9
合計	157	17	104	24	17	970	0	16	1	92	487	100	1,999
35歳未満対応	12	0	3	1	0	5	0	1	0	1	3	8	38
実人数	133	15	75	17	15	502	5	8	0	60	494	88	1,375

2. 苦情件数(再掲)

センター	センター 番号	苦情 件数	苦情 内容	その他	合計
	0	10	2	0	14
	0	10	2	0	14

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	緊急対応	回数	対象人数
(内訳)介護予防普及啓発 等に該当するもの	回数	17	回数	17	180
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2	件数	2	

4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	管理数のうち 新規数
従来型	102	2	100	1
新型	35	0	35	0
セルフ型	0	0	0	0
介護予防支援	23	1	22	3
モニタリング	3,562	サービス担当者会議	回数	313

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	開催数	参加人数
(内訳)協議体維持等するもの	開催数	3	開催数	3
地域ケア協議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	5
自センター主催の会議等	開催数	1	参加人数	8
小地域支え合い連絡会	開催数	16	参加人数	92
行政等主催の会議等	開催数	57	参加人数	62
地域主催の会議等	開催数	72	参加人数	82
ケアマネ等研修会	開催数	6	参加人数	20
介護リフレックステキニ	開催数	5	参加人数	77
運営推進会議	開催数	16	参加人数	10
研修	回数	30	参加人数	40
住民主体活動の協力支援	参加回数	14	参加人数	22
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	143		
(内訳)ケース検討会	開催数	38		

セルは合計数ではなく、当該年度の8月の数値が入っています。

月別実績報告書 その1

資料 一

セブ番号: 87
センター名: 親子あそびの森やかセンター

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

種別	緊急相談支援				児童虐待相談対応件数 相談者 マニピュレーション	後援団体の支援				因習事例 対応	地域 交流会 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	果敢支援		介護保険 外サービス	基本 ケアリスト	推薦	高齢者 虐待					
電話	774	1	117	140	13	0	5	0	4	19	26	20	157	3,008
多機能センター	53	0	3	19	1	0	0	0	0	1	1	1	1	163
糸原	155	0	37	1	7	2	2	0	0	1	1	100	20	355
25時間対応	18	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	33
訪問	208	0	45	101	26	18	0	0	2	1	34	381	43	1,419
25時間対応	14	0	1	4	0	1	0	0	0	0	2	6	3	73
その他	60	0	21	32	6	0	2	0	1	3	20	16	9	343
25時間対応	3	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	23
合計	1,197	1	220	274	49	20	9	0	7	24	81	487	229	6,120
25時間対応	89	0	11	25	5	1	1	0	0	1	3	16	5	292
実人数	844	1	94	84	31	20	3	0	6	2	5	448	87	1,598

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがきの窓口	サービス事業	介護保険 制度会社	その他	合計
証件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内訳)介護予防普及啓発 等に該当するもの	回数	4	176
緊急対応件数(事例対応等)	件数	5	1433

4. 介護予防ケアマネジメント

種別	管理数			ケアマネジメント			緊急対応 件数
	従来型	簡易型	セルフ型	うち新規数	うち継続数	うち終了数	
総合事業のサービスのみ	164	103	0	1	163	24	0
予防給付	0	0	0	0	0	0	0
モニタリング	286	0	0	5	281	41	0
合計	450	103	0	6	447	65	0

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

総括ケア会議	開催数	参加人数	合計
(内訳)協議体機能に関するもの	開催数	2	9
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	9
自センター主催の会議等	開催数	9	307
小池町支え合い連絡会	開催数	9	73
行政等主催の会議等	開催数	43	82
地域主催の会議等	開催数	139	312
ケアマネ等研修会	開催数	2	32
介護ワレジック勉強会	開催数	5	34
運営推進会議	開催数	25	26
研修	回数	13	14
住民主体活動の協力支援	参加回数	7	7
個別ケース対応に関する協議会との連携開催	件数	2,562	7
(内訳)ケース検討会	開催数	13	13

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

平成 31 年度 あんしんすこやかセンター連絡会等の開催状況

1. あんしんすこやかセンター連絡会 (定例)

回数：1回/月 (3月の開催は中止) (計 11 回)

出席者：各センターより 1~2 名の参加

内容：活動報告、区からの情報提供、各ワーキングチームの報告、情報交換、研修報告

2. 業務検討会ワーキング

●認知症ワーキング 合同計 4 回 家族交流会 計 4 回 ライフサポート 計 4 回

①認知症家族の交流会の開催 1 回/年 11 月 18 日(月)

内容：『認知症の介護、どうすればいい?』～頑張りすぎない介護のしかた～(講義・交流会)

講師：講師：社会福祉法人すみれ会舞子すみれ園 社会福祉士・認知症介護指導者 楠本 美香氏

参加者 家族 31 名 本人 5 名

②垂水区認知症ライフサポート研修 2 回/年

開催日：1 回目 R1 年 10 月 17 日(木) 参加者 34 名

2 回目 R1 年 10 月 31 日(木) 参加者 29 名

内容：「認知症ライフサポートモデルとは・それぞれの役割とチームケア」(講義・グループワーク)

③地域での「認知症高齢者声かけ訓練」の実施 区内 9 箇所

④神戸市高齢者安心登録事業 登録者 231 名

●ケアマネ支援ワーキング 計 8 回

①ケアマネジャー研修の開催 1 回/年 11 月 21 日(木)

内容：『これって虐待?』高齢者・家族の SOS を見逃さないで!!

(講義・グループワーク)

参加者 82 名 区内ケアマネジャー 78 名 センター職員 4 名

講師：兵庫県社会福祉士会 森保 純子氏

●地域ケア会議ワーキング 計 9 回

①区地域ケア会議 1 回/年

R1 年 12 月 12 日(木) 参加者 43 名

テーマ：「認知症になっても暮らせるまちづくり～認知症高齢者の金銭管理～」

(講義・グループワーク)

垂水区における地域ケア会議について

あんしんすこやかセンター圏域での地域ケア会議について

- 平成 26 年度 「舞子あんしんすこやかセンター」圏域でモデル開催
- 平成 27 年度 垂水区の全てのあんしんすこやかセンターで地域ケア会議を開催
地域の実情に応じて各センター年 2～8 回開催
- 平成 28 年度 延べ 45 回開催 地域の実情に応じて各センター年 2～8 回開催
- 平成 29 年度 延べ 34 回開催 地域の実情に応じて各センター年 2～6 回開催
- 平成 30 年度 延べ 38 回開催 地域の実情に応じて各センター年 2～6 回開催
- 平成 31 年度 延べ 38 回開催 地域の実情に応じて各センター年 2～7 回開催

【主な参加者】医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察署、消防署、医療ソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、自治会、ふれあいのまちづくり協議会、社会福祉協議会、えがおの窓口、サービス事業者 等

【内 容】 地域ケア会議の意義や目的、地域の現状について参加者間で共有し、事例を用いた支援内容の検討、認知症に関することや高齢者の居場所づくり等の地域課題について話し合いを行っている。

検討テーマ

- ・地域課題の共有と解決に向けて
- ・「認知症の早期発見・早期対応のための仕組みづくり」の情報共有と今後の具体的な取り組みについて
- ・個別事例の困り事に関する民生委員・関係機関との意見交換 等

垂水区地域ケア会議について

各あんしんすこやかセンター圏域の地域ケア会議で取りまとめられた区全体の課題等について検討し、区のネットワーク形成や資源開発を目指す。

●平成 29 年度

開催日時：第 1 回目 平成 29 年 12 月 14 日（木）13:30～15:30

第 2 回目 平成 30 年 2 月 22 日（木）13:30～15:30

内容：高齢者のゴミ出し

●平成 30 年度

開催日時：平成 31 年 2 月 21 日

内容：認知症をオープンにできる地域

●平成 31 年度

開催日時：令和元年 12 月 12 日

内容：認知症高齢者の金銭管理

参加者：保健・医療・福祉の関係機関、行政機関、あんしんすこやかセンター、民生委員、ふれあいのまちづくり協議会、区社会福祉協議会等

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 59

あんしんすこやかセンター名： 桃山台あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

月曜～土曜の9時～17時30分はあんしんすこやかセンター職員が対応する。夜間及び日中の職員不在時は、併設の特別養護老人ホームへ電話転送し対応する。夜間等の緊急時の連絡は、施設の宿直者、或いは夜勤の介護職員が対応し、必要に応じ、あんしんすこやかセンターの職員に連絡する。

2. 職員の配置について

保健師または看護師 1名、社会福祉士 1名、主任介護支援専門員 1名、地域支え合い推進員 1名を配置する。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、高齢者や家族、地域住民からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用につなげていく等の支援を行う。
地域に開かれたセンターを目指し、センターの広報を継続する。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待の相談窓口であること、報告義務について周知し、虐待の早期発見・防止に努める。高齢者虐待対応の手引きに沿って、全職員が迅速に対応し、センター内や関係者間と連携し継続的に支援する。地域の集いの場や行事の際にパンフレットを配布し、啓発を行う。

成年後見制度の啓発を行い、職員の説明力の向上を目指す。また、地域住民への認知度を広げるよう努める。必要性を感じたケースについては勧奨し利用につなげる。

消費者被害を未然に防ぐため、地域へ出向き広報を行い注意の意識を高める。関係者には、消費者被害の疑いのある情報を入手した場合にはセンターに報告してもらうよう周知する。地域住民への広報は、回覧で注意喚起する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内のセンターと協働で、関係者間の連携がより円滑に進むようネットワーク作りに取り組む。

関係機関、地域のインフォーマルサービス等の情報収集を幅広く行い、リストを作成する。情報は各担当者が、決められた期限内で更新し、関係者からの問い合わせがあった際には最新の情報が提供できるようにする。

圏域全体の地域ケア会議を年2回開催し内容の充実を図り、他職種が連携できるような内容を企画・運営する。事例検討会を中心に意見交換等を行い、ネットワークを構築する。

更に、A地域で地域ケア会議を行い、A地域住民と課題を共有する。また、困難事例等があった場合には、随時必要なメンバーを招集し個別の事例検討会を開催する。

近隣のセンターと共催で、介護支援専門員対象に集いや勉強会を開催する。

介護支援専門員からの相談があれば、共に考え側面的支援を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

本人の生活環境・健康状態・生活機能低下リスク等を考慮した包括的なアセスメントを行う。自身でできることを活かし介護予防に取り組み、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

毎月の地域の昼食会や喫茶、老人クラブの会合、笑顔の広場等に出向き、健康寿命の延伸に向けた取り組みができるよう意識づけを行う。介護予防の寸劇を行い広報啓発する。サービス未利用者や継続的なフォローが必要な方を対象に定期的に電話や訪問等で早期に支援に繋がるようにする。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で住民同士の見守り・支え合いができるよう、神戸市・区の生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、高齢化の進む地域を中心に新たな友愛訪問グループの立ち上げやコミュニティ作りの支援を行う。

B住宅については、各棟それぞれで行われている友愛訪問活動で全体の連携を図ることを目的に全体会の開催を行う予定である。

また、B地域の集いの場である「写経」「体操教室」の後援を行う。

地域住民と協働して「見守り活動」から「支え合い活動」へ発展させ、高齢者ができるだけ長く安心して生活できる地域づくりを目指す。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポーター養成講座をC中学1年生対象・D自治会対象・A自治会対象・B地域住民対象に開催する。また、E小学校・F小学校で開催できるように働きかける。

認知症高齢者声かけ訓練をD（第9回）・A（第6回）・B（第2回）で実施する。

介護リフレッシュ教室の内容や広報の仕方を工夫し、参加者の満足度アップと参加人数の維持を目指す。

自助グループ（介護家族の会「息抜きタイム」）の運営・開催の後援を行う。

9. 民生委員等地域との連携について

地域行事に参加するとともに、新たなコミュニティ作りの企画・運営の支援を行う。
民生委員及び地域支援者から地域資源の情報を収集・集約し地域へ還元する。
地域の連絡会等に参加し、高齢者の情報を収集・管理し、把握する。相談・通報に対しては、早期対応・早期解決に努める。
地域ケア会議へ参加してもらい、より連携しやすい関係作りを行う。

10. 医療機関との連携について

病院（医院）・歯科・薬局等の医療機関と積極的に連携し高齢者の心身状況に合った支援を行う。

地域ケア会議に医師や歯科医師、薬剤師・病院関係者・医療介護サポートセンター等に参加してもらい連携しやすい関係作りを行う。

11. その他関係機関との連携について

フォーマル、インフォーマルに関係なくあらゆる機関との連携を図る。各地域のふれあいのまちづくり協議会や自治会、老人会、また障害者地域生活支援センター等とこれまで以上に連携を強化する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行い、ご利用者及びご家族の意思を尊重し、正当な理由なく特定のサービス種類やサービス事業者に偏りがないように努める。要支援者が要介護者となり居宅介護支援事業所の選定の際には、ご利用者及びご家族の希望により選定してもらう。特に希望する事業所がない場合には一覧表を提示し、選定してもらう。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 60

あんしんすこやかセンター名：塩屋あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

地域における保健福祉の拠点として、常に公正中立な運営に心がけ、専門職が相互に連携しながら適切な支援を行う。

研修に積極的な参加をし、センター職員への伝達し、共有を行う。また、毎朝のミーティング等で情報共有や事例検討を行い、職員のスキルアップにつなげる。

個人情報保護については、神戸市個人情報取扱事務チェックリストを遵守し、定期的にチェック表により業務のチェックを行う。

営業日においてセンター職員で当番を決め、必ず1名は事務所に所在するようにし、電話や来所による相談に対応できるよう努める。また、祝日には営業し、必要に応じて土曜日・日曜日も対応することで就労している家族が相談しやすいようにする。営業時間外の夜間や土曜日・日曜日でも、電話転送により介護相談等に対応できる体制を確保する。

2. 職員の配置について

主任介護支援専門員1名、看護師1名、社会福祉士1名、地域支え合い推進員1名の4職種を配置し、地域との連携を密にし、適切で迅速な対応が出来るようチームアプローチに努める。

介護予防支援業務においては、地域包括支援業務とバランスをとり、すべての業務が円滑に行えるよう、センター職員が担当するプラン数について配慮し、介護予防プラン作成担当職員を1名以上配置する。

3. 総合相談支援業務について

高齢者が地域で安心して生活が継続できるよう地域の生活課題を幅広く把握し、相談を受け、介護サービスにとどまらず、適切なサービス（インフォーマルを含む）・関係機関・各種制度の利用に繋げていくよう支援し、各職種の専門性の向上に努める。その為には、社会資源情報を収集・更新して、情報を整理し、相談者等に対して迅速・的確な情報提供・支援が出来るようにする。

また、地域の情報を収集できるよう、地域活動への参加や行政・主治医等医療関係者・民生委員・ふれあいのまちづくり協議会・自治会・サービス提供機関・専門相談機関等と連携を密にする。必要に応じ、また緊急性を判断して民生委員と同行訪問等を行い、実態把握等を適切に行う。

4. 権利擁護業務について

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について理解を深め、虐待や消費者被害が防止できるよ

う地域の民生委員や関係機関との連携を図り、必要に応じてカンファレンス等を開催して、迅速に適切な問題解決が出来るよう努める。

神戸市高齢者虐待防止の手引きの内容を遵守し、区への報告、迅速な実態把握、コアメンバー会議の開催による関係者との情報及び対応方針の共有、緊急度に応じた対応を関係機関と連携しながら行う。

地域住民や関係機関に対して、高齢者虐待防止や権利擁護、消費者被害防止について啓発を行う。また、地域ケア連絡会や高齢者の集いの場において消費者被害情報を情報提供し、啓発する。

センター職員に対しては、年2回以上高齢者虐待防止研修を実施する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域ケア会議や地域ケア連絡会を開催し、地域団体やボランティア、介護支援専門員や介護サービス事業所等に参加してもらい、関係性を強くし、連携を密にできるようにする。また、地域の方が身近に気軽に相談できるように塩屋独自の介護相談窓口マーク「しおや介護SOS」を作り、センターやえがおの窓口等に掲示し相談場所の周知を行う。

介護支援専門員の個別の相談にも対応し、処遇困難事例に関しては、必要に応じて同行訪問等で対応する。介護支援専門員対象の交流会をかねた勉強会を年1回開催し、介護支援専門員のもつ課題解決に向けて支援する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

包括的なアセスメントを行い、利用者が主体的に関わり、介護予防に関する具体的な生活目標をもって生活できるようなケアプランの作成に努める。

委託事業者への適切な介護予防ケアマネジメント業務について助言を行い、センターが責任を持って、介護予防支援業務を担う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域全体で高齢者を見守り支え合える地域づくりを支援していく。そのために、民生委員と個別に面談して、地域の情報や高齢者についての情報交換を行うとともに、民生委員からの個別の相談に応じる。また、地域で開催しているふれあい給食会やふれあい喫茶、その他集いの場を訪問して地域の情報や高齢者の情報を収集するとともに必要に応じた後方支援を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症神戸モデルや神戸市安心登録について地域に広報する。

A ふれあいのまちづくり協議会に認知症声掛け訓練の実施を打診する。また、B 学校、C 小学校にてキッズサポーター養成講座の開催ができるよう支援する。

9. 民生委員等地域との連携について

地域行事の参加や支援、地域ケア会議への参加を通して地域との連携を図る。

民生委員や地域からの相談に迅速に対応し、必要時同行訪問等を行って、実態把握を行い、対応内容や今後の方針について情報提供のあった民生委員と情報の共有を図る。

A ふれあいのまちづくり協議会が取り組んでいる災害時要援護者支援・防災訓練、空き家対策等に参加して、地域の情報を収集するとともに、センターとして可能な範囲で協力する。

地域密着型介護サービス事業所が開催する運営推進会議に参加して、適正な運営に向けての意

見や助言をするとともに、地域の情報について発信できるようにする。

10. 医療機関との連携について

地域の医療機関との交流の機会を持てるよう地域ケア会議への参加を呼びかけ、地域と他の機関とも連携できるようにする。

常日頃から高齢者の健康管理や急変時の対応ができるよう、主治医へのケアプランの送付や面談を通して、連携を密にしておく。また、入院時においては、医療機関への情報提供、退院時においては、在宅での生活に対する相談や調整の為の退院時カンファレンスへの参加等を通して連携を図る。

地域ケア会議で多職種参加型模擬事例検討会を開催し、医療機関からの参加を依頼し、地域関係者との連携を図る。

介護医療サポートセンターとの連携を通して、医師・歯科医師・薬剤師等との連携を強固なものにしていく。

11. その他関係機関との連携について

介護保険関連にとどまらず、相談内容に応じて行政を含めた相談窓口・ボランティア等との連携に努め、総合相談窓口としての役割が果たせるように努める。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者本人・家族の意向を尊重し、相談に対しては迅速で、適切な対応に努める。サービスが必要な場合には、利用者及び家族の意向を確認した上で、サービス提供事業者を複数紹介し、パンフレット等を活用して利用者及び家族が意思決定できるような説明や援助を行う。

特定の事業者や機関に偏ることなく、地域の多機関と連携し、地域の生活課題の把握や問題解決に努める。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 61

あんしんすこやかセンター名：東垂水あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

要援護者もしくは要援護者となる恐れのある高齢者または家族などへの対応として、24時間体制で取り組みます。具体的には、センターでは担当者の勤務を8時から18時とし、相談者がいつ窓口に来られても対応できるようにしています。18時から翌朝8時においては、併設の施設の事務員または宿直職員が電話対応します。土・日曜日、祝日、年末年始も交代で勤務しています。緊急時は緊急対応のマニュアルに基づき対応を行えるよう徹底し、対応困難な場合には、センター内で話し合いを行い、チームで対応するように努めています。個人ケースや相談受理したケースについては、誰もが確認しやすいように整理を行いセンター内で情報共有し、必要時は各担当職員に直接連絡をとれる体制を整えています。今後も緊急度に応じ迅速かつ適切な対応をし、公正・中立の立場を遵守しながら事業運営を行ってまいります。

2. 職員の配置について

センター職員は、①保健師2名、②社会福祉士3名、③主任介護支援専門員2名、④地域支え合い推進員2名・SCS1名、⑤プランナー1.5名を配置し常勤としています。センター業務の質を向上させるために各種研修に参加し、センター内で復講研修を行っています。センター内での勉強会も計画・開催しており、各職員の資質向上・自己研鑽に努めています。定期的に開催される法人内勉強会にも参加しています。

3. 総合相談支援業務について

地域団体等や地域住民にセンターの役割を周知してもらい、より早期に相談が入ってくるような体制を構築していきます。地域の行事や会議などを通じて広報し、より相談しやすい窓口を目指します。また保健・医療・福祉等の専門職やボランティア等が専門性や能力を活かし連携することにより、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的ケアが行われるよう総合的な相談・支援を行います。面接時は職員が各種相談に対し緊急性の判断、必要な関係者との連携がスムーズにできるように面接技術の向上も行います。

4. 権利擁護業務について

社会福祉士を中心に地域の居宅介護支援事業所・サービス提供事業所や民生委員等の関係機関と連携を図り、地域高齢者の情報収集に努め、消費者被害の実態把握を行ないます。神戸市内の消費者被害については、チラシ等を作成し定期的に地域住民へ情報提供を行ないます。

特に圏域内での被害については情報が入り次第、迅速にチラシを用い発生地域周辺について重点的に注意喚起を行ないます。また、地域の給食会や集いの場等に参加し、消費者被害についてレグリエーションやチラシ、パンフレットを用いわかり易く伝えて、身近に起こりうる事と認識してもらいます。

成年後見制度・日常生活自立支援事業に対する啓発活動についても、民生委員の定例会等において積極的に行っていきます。

虐待(消費者被害)ケース発見及び通報時、速やかに実態把握、情報収集に努め、関係機関との連携・センター内で情報共有を行い、役割分担しながら対応します。また地域の民生委員の定例会に参加し、民生委員の方々にリーフレットを用いて高齢者虐待について知識を深め、あんしんすこやかセンターへ早期に相談して頂けるよう、虐待の防止及び早期発見を自指すための広報啓発を行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

今まで進めてきた地域の居宅介護支援事業所やサービス事業所・民生委員など関係団体、医療機関が一緒に集う地域ケア会議は引き続き開催する。また地域住民に参加して頂ける、小学校区等小さな単位の地域ケア会議の開催を調整し、地域住民と地域の課題をともに考え、共有できるようにします。

また個別ケースの地域ケア会議の開催については、地域の課題に対する解決策を考えられるよう、ケースの選定の基準を確立します。

介護支援専門員を対象としたケアマネの集いは引き続き年に3回は開催し、地域の介護支援専門員同士だけでなく各関係機関との連携ができるように、また介護支援専門員のスキルアップに繋がる様に支援をしていきます。そのうち1回は各居宅介護支援事業所からのニーズの多い、事例検討会を行います。

地域の介護支援専門員が抱える処遇困難事例については、相談内容に応じ情報提供や同行訪問、関係機関に対し協力を得ることで問題の改善・解決に繋げ、その後も経過を定期的に確認します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

心身機能を軸に、社会的関係の築き方の状況や取り巻く諸環境等をおさえながら、介護保険サービスにとどまらず、介護が必要な状態になることを予防します。その為に、インフォーマルサービスを発掘、活用や、センター職員が地域に出向き地区診断を基に、地域の実情に応じた介護予防の取り組みを行います。

そして、個々の生活機能向上を把握し、適切な評価・見直しを行うことで、本人がより主体性を持って活発に地域で生活が継続できることを目指し、サービスが包括的・効果的に提供されるよう支援します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域で暮らす高齢者へ適切な情報提供に向けて、地域にあるインフォーマル資源の整理・実態把握を行います。また住民同士が支えあえる体制づくりに向けて、地域に不足しているインフォーマル資源について地域課題として住民と共有する機会を持ち、住民の主体性へつ

なげていきます。昨年度、コミサが支援が終了した団体について、その後の活動状況の確認を行ないつつ、適切な助成制度を活用していただけるよう説明及び提案を行い、さらなる住民活動の促進へつなげます。既存の地域のつどいの開催状況の確認を行ないつつ、必要時支援を行い、今後も継続していけるよう担い手の育成等について主催者との話しあいを行います。また新しい集いの場助成事業についても、必要時住民へ説明し、新たな活動のニーズ発掘を行ないます。

8. 認知症に関する取り組みについて

できるだけ早い段階から認知症の方やその家族にかかわり、支援していくため地域における医療・介護の連携を進めていきます。また、地域の方の認知症への理解を深める為認知症サポーター養成講座の推進や、ライフサポート研修、認知症声かけ訓練、神戸モデルの啓発を行っていきます。特に声かけ訓練に関しては、地域主体で定着した催しとなるよう働きかけていきます。

地域ケア会議を通して、A地域で実施している高齢者と子どもの交流の場を、今年度も継続していくよう働きかけていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

地域の連絡会や行事に積極的に参加し、民生委員をはじめとするふれあいのまちづくり協議会等との関係維持に努めます。昨年度、新に着任した民生委員とも顔合わせや情報交換を行なう事で、信頼関係を築きます。これまで顔合わせを行った自治会や地域団体との関係性を深め、支援が必要な高齢者の早期発見に向けた取り組みを共に考えます。今後も引き続き、小地域支え合い連絡会など小地域ごとの支援者が集まる機会を企画し、地域支援者同士が上手く繋がり、個々の負担が軽減し、地域全体で高齢者を支えられる様支援していきます。民生委員と地域のケアマネジャーとの交流の機会を作り、支援者同士のネットワークづくりを行ないます。

10. 医療機関との連携について

地域の医療機関にセンターの役割（地域の総合相談窓口）を理解してもらうように努めます。個別ケースを通して、必要に応じ直接医療機関へ伺い、現在の状況及び予後について医学的見地からの情報を収集します。身体状況や利用者を取り巻く環境等を伝え共有し、介護予防支援計画に生かしていくと共に関係を強化し、高齢者が医療を受けながら住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、連携を図りながらサービスが円滑に提供されるよう支援します。

また引き続きセンターが主催する地域ケア会議において、医師・歯科医師・薬剤師等と連携し、協働できるよう働きかけを行っていきます。

11. その他関係機関との連携について

センターが円滑かつ効率的に事業内容を推進し、サービスが有機的に提供できるように行政、その他の保健・医療・福祉関係（居宅介護支援事業所・サービス事業者）機関や地域の関連団体（ふれあいのまちづくり協議会・婦人会・自治会・老人会等）、医療介護サポートセンターと協働します。また地域ケア会議を活用し、地域の課題を共通認識し、各関係機関と共に取り組み、地域包括ケアを目指していきます。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターの運営にあたっては、提供されるサービスが、正当な理由なく特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないように、センター内で定期的に確認します。要支援者が要介護状態となった場合、利用者・家族の意向を確認し、希望する居宅介護支援事業所を選定してもらいます。特に希望する事業所がない場合は居宅介護支援事業所リストを提示し選択してもらい、特定の事業所に偏ることがないように留意していきます。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号（2桁）： 62

あんしんすこやかセンター名： 垂水名谷あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・同一法人の運営する特別養護老人ホームの24時間体制機能を活かして、日祝日夜間も含めた24時間相談を確実に受け付け、また迅速に対応出来る様に主たる対応者への連絡系統を文章で明確化し、職員にも連絡網を配布し周知を図る。
- ・夜間相談の可能性や緊急性が高い利用者（単身・老老世帯者等）の緊急連絡先の確認を行い、緊急時の体制を図る。
- ・担当者不在の場合でも対応出来る様、4職種で常日頃からミーティング等で情報共有を行なうと共に専門職種としてのそれぞれの経験や知識を活かしたチームアプローチの観点で業務を遂行する体制を取る。
- ・法人内の定期的な管理者会議を通じて、報告・連絡・相談体制の充実を図り、困難事例を含め課題・目標に対して組織的に取り組む。

2. 職員の配置について

- ・資格・職歴、経験年数等を十分に考慮し、地域包括支援センター業務に適した職員配置をすると共に、それぞれの職員において社内研修や社外研修への参加・またセンター内で復講研修を行うことで資質向上・技術を磨く為の取り組みを積極的に行っていく。
- ・地域包括業務、予防支援業務の充実を図るべく、保健師、看護師、社会福祉士（法人加配含む）、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員（看護師）に加え、介護支援専門員（予防業務プランナー）と事務員の配置。

3. 総合相談支援業務について

- ①初期段階での相談対応及び専門的・継続的相談支援を行なう。高齢者や家族・民生委員、近隣住民等からの介護全般の相談に対応する。また入院や入所、退院や退所に対する相談対応を行う。
- ・土曜日を含め、電話相談だけでなく、急な来訪者にも対応できるように1名以上のセンター職員を在室できるように体制をとる。
- ・電話や来所等での相談に対して当日または、翌朝にはセンター職員で情報共有し、緊急性や必要な情報を判断し方向性を検討しながら対応する。
- ・既存の支援者や近隣とのネットワークを活用し、高齢者世帯への戸別訪問や近隣住民

- からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。
- 本人・家族・近隣住民等からのさまざまな相談を受けて、その内容に即したサービスや制度に関する情報提供を行うために、ゆっくりとわかりやすい言葉で説明することを心がける。
- あんしんすこやかルームでは、民生委員や自治会等との関係者との連携を図り、見守り体制の構築を維持し必要時センター職員へ連絡することで相談窓口としての機能を持つ。
- 地域行事に参加や関係機関への訪問により、相談会の実施や関係者との顔の見える関係づくりを継続し、問題の早期対応に努める。
- 地域で開催される夏祭りや中学校での文化祭にセンターの広報と認知症広報啓発の相談窓口の機会を設け、多世代の地域住民に啓発活動を行う。

4. 権利擁護業務について

①権利擁護全般

- 地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が安心して尊厳のある生活ができるよう専門的・継続的に支援を行う。

②成年後見制度・福祉サービス援助事業の活用促進

- 高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、申し立てが速やかに行えるよう支援する。成年後見市長申し立て制度が円滑に利用できるように、区健康福祉課へ相談、連携する。また、成年後見制度を普及させる為にパンフレット等活用し給食会や地域ケア会議等を通じて広報啓発を行う。

③高齢者虐待への対応

- 地域住民、地域の支援者に対して、高齢者虐待・認知症に関する正しい知識の理解を周知するためにパンフレット等を用いて地域行事で啓発する。又、居宅介護支援事業者に対しても研修を通じて、高齢者虐待防止の基本的視点、相談・通報について周知を図り、早期発見・見守りネットワークの構築に努める。
- 相談窓口としてあんしんすこやかセンターの周知徹底や介護リフレッシュ教室への参加を促す。
- 虐待の相談・通報・届出を受理した場合、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」や、「神戸市高齢者虐待対応の手引き」を遵守し、センターで組織的に判断、区健康福祉課へ即時報告し、各関係機関と連携を図る。原則、複数のセンター職員が訪問による事実確認を行い、区と支援計画を策定しながら状況に即した適切な対応を取る。

④困難事例への対応

- 高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の支援の困難事例を把握した際には、センター職員が相互に連携を図り、4職種で対応を検討し、居宅介護支援事業者やサービス提供者や地域住民、区保健福祉部等関係機関とのネットワークを活用・協力を得ながら支援方針や善処策を検討し見守

り等必要な支援を行う。

⑤消費者被害の防止

- ・訪問販売によるリフォーム業者などからの消費者被害を未然に防止するため、介護保険課や神戸市生活情報センターからの情報を民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等と情報交換をする。
- ・住民や関係機関から被害報告の相談を受けた場合、神戸市消費生活センターへ相談し、家族や支援者とも協議しながら役割分担し対応する。また神戸市へも報告を行う。
- ・給食会や地域行事等で被害情報を匿名化し地域住民へ注意・啓発活動を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

①地域ケア会議を開催し地域の強みや課題を情報共有する。それぞれの困りごとやテーマを持ち寄り地域住民や関係機関と地域課題を共有しそれぞれの立場で出来ることを話しあい「顔の見える関係」「個別課題の検討機会」「ネットワーク構築」「地域づくり」「地域課題を共有・検討機会」の場づくりを行う。

- ・地域の介護支援専門員から相談を受けやすいよう、又介護支援専門員同士が情報交換を図れるよう、他のセンターと共催でケアマネの集いを開催して、勉強会や情報収集が出来る環境づくりを図る。集約した意見は、新たな企画や区開催の研修開催等へ繋げる。
- ・地域の介護支援専門員が、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるように、区内センターで作成したリストを配布する。
- ・介護予防プランを通じて日常的個別的相談助言を行う。
- ・地域の事業所間の連携を図るため連絡会を開催し、民生委員等の地域支援者、えがおの窓口、サービス事業所、医療機関等、その他関係者が集い、顔の見える関係・検討機会・情報交換会の場づくりを行う。

②サービス提供事業者等について

- ・エリア内連絡会の開催や事業所が主催の「事業者連絡会」へ必要時に参加し、行政や地域からの情報や課題を共有する機会を持ち、地域での暮らしを共に考え住みよいまちづくりに取り組む対応を求めていく。
- ・小規模多機能居宅介護やグループホーム、特養、デイサービスへの運営推進会議に参画し、地域に密着したより良いサービスになる様に、また地域に開かれ地域住民の理解・協力が得られる様に関わりを持つ。

③地域における介護支援専門員のネットワークの活用、指導・助言

- ・地域の介護支援専門員の個別相談を受けやすくし、委託業務などを通じ日常的な業務の円滑な実施を支援する。また他のセンターと共催でケアマネの集いを開催して、勉強会や情報収集が出来る環境づくりを図る。必要時地域ケア会議への出席や区主催の他職種事例検討会を通じ介護支援専門員相互の情報交換などを行う場を設定する。それにより介護支援専門員のネットワークが構築されその活用を図る。
- ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・ 給食会やモーニング喫茶に定期参加することで高齢者から直接相談を受けやすい「顔の見える関係」の場をもつ。また、介護予防教室等の開催の機会とする。
- ・ 個々の高齢者の心身の状況や生活環境に応じた総合的かつ効果的な本人の視点に立ったケアプランとして高齢者自身が「自分のもの」と認識できるマイケアプランを作成するとともに、サービスの提供を確保し、状態が改善されたか目標の達成状況の評価を行い、必要に応じてケアプランの変更を行う。
- ・ 災害避難情報を高齢者に意識してもらえようサービス担当者会議等で家族や支援者等と災害に備えた話し合いをする。また、ケアプランに「災害時の緊急連絡先」「避難所」を記載し、日常的に目に付きやすい場所に掲示する。
- ・ 要介護認定・総合事業で非該当の為サービスの利用が出来なくなった高齢者の情報が居宅介護支援事業所から提供された場合、地域での見守り希望の有無について情報提供が得られる様に、情報共有を行い必要時に継続的な支援を行えるよう情報の整理を行う。
- ・ 地域福祉センターなどの域行事に参加し、日頃からふれまちや民生委員・友愛訪問ボランティアとの関係作りを行い高齢者の相談など実態が把握しやすい関係がある。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- あんしんすこやかセンターを中心として、民生委員等と顔の見える関係作りを維持し、個々の見守りから地域住民同士で見守り支え合う体制を推進していく。
- ・ 高齢者等が、地域の中で、安心して生きがいを持って生活することができるよう、常に担当地域の現状と課題について意識し、「居場所・活動の場づくり」を支援し、継続的に住民が主体となったコミュニティ育成の支援を行なう。
 - ・ ふれまちや民生委員主催の各給食会、あんしんすこやかルーム横集会所における『A』『B』などコミサボや各種クラブ活動等への支援。
 - ・ 住民主体のカフェ『C』『D』『E』へ参加等各コミュニティグループの活動状況の情報把握、共有・顔の見える関係、交流を図れる場づくりとして、継続支援を行う。
 - ・ 『F』に代わるつどいの場の相談等・発足支援を行う
 - ・ 男性の集いの場やカフェのない地域に対して住民からの声を元に立ち上げた『映画会』『ダーツ』『麻雀』の支援継続を行なう。
 - ・ 生活支援サポーター・地域の支援者等と地域のニーズを繋げ集いの場の新しいコミュニティづくり支援を行い増やす。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症地域資源ネットワーク構築

- ・地域に住む認知症高齢者やその家族への理解を広め暖かく見守れる地域づくり、また深める事により認知症になっても安心して住み続けられる地域づくりを目指す。
- ・地域のマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化して有効な支援を行う体制の構築を図る。そのために神戸市・垂水区保健福祉部、垂水区社会福祉協議会、介護医療サポートセンター・オレンジチームや区内あんしんすこやかセンターと協働し、地域支援者や主治医・認知症サポート医等の医療機関、各関係者とも連携を図りながら、認知症サポーター養成講座の開催、育成された認知症サポーターの活動の場を介護リフレッシュ教室等での提供、『垂水区認知症家族の交流会』や認知症理解の啓発研修の企画運営『認知症高齢者声かけ訓練』『神戸市安心登録事業』を通じた徘徊SOSネットワーク作りを実施する。

- ① 圏域内で『認知症高齢者声かけ模擬訓練』を繰り返し実施することで認知症への理解を促進する。
 - ・24年度に開催したGふれまちエリアにて開催予定。
 - ② 認知症についての理解を広く地域へ理解促進させるために地域住民が参加しやすい場所（各地域福祉センターや集会所・法人施設等）を利用して『認知症サポーター養成講座』開催の充実を図る。
 - ・中学2年生を対象にドライやるウィークの事前学習の位置付けで行う。
 - ・PTAや地域のスーパー、集いの場などでも認知症サポーター養成講座ステップアップ講座の開催をする。
 - ③ 異世代への理解促進の為、夏祭りや中学校の文化祭に参加しチラシの配布をする。また文化祭へ出展し認知症について分かりやすく伝える機会を持つ。
-
- ④ 『神戸市高齢者安心登録事業』の制度を居宅介護支援事業所等に広報啓発することで登録数を増し高齢者が住みやすい地域を作る。
 - ⑤ 認知症で困っている地域で地域ケア会議を開催し事例を通して対象者を包括的に支えられるよう、地域住民や関係機関と話し合いの場をもつ。

9. 民生委員等地域との連携について

① 地域見守り活動の支援

- ・単身高齢者世帯・老老世帯の情報管理などの収集を行う。
- ・民生委員・児童委員協議会と連携し、小地域支え合い連絡会の開催運営を行い、民生委員と地域の高齢者の情報を交換・共有し、特に対応困難な事例などについては、お互い協力しながら積極的に支援し関わりを担う。
- ・地域住民や家族、地域の介護支援専門員等からの相談に応じ、介護保険サービス、総合事業、介護保険外サービス、障害者福祉施策、生活保護制度等の公的福祉サービスとの調整支援を行う。
- ・地域での給食会やモーニング喫茶等に参加し情報収集を行ない、問題を地域の支援者と共有し課題解決支援を行う。喫茶や給食会等で気軽に相談できる機会の場を設ける。地域支え合い推進員を中心に、自治会主催の茶話会継続支援、市営住宅でのコミュニティサポートグループ（友愛訪問活動グループ）の発足支援（催し物の紹介やセンター職員による勉強会）を行い、コミュニティ支援を行う。
- ・『住民主体訪問サービス』『要援護者支援』の定例会に参加し助言アドバイスや対象者の紹介を行い支援する

② 相談・通報対応

- ・相談・通報があった場合は、センター職員・地域支え合い推進員は民生委員と連絡を取り合い、内容を十分に把握し民生委員や他の職員と訪問を行い、対象者への支援が必要と思われる場合、内容に合わせて、家族や関係機関等に引き継ぐ。
- ・緊急時は家族や垂水区健康福祉課、垂水区社会福祉協議会等と連携をとりながら、必要に応じて緊急時の対応を行う。

③ 暫定的・一時的の訪問活動

- ・民生委員からや新たに見守りが必要な単身高齢者等を把握した場合は、介護保険など公的福祉サービスに繋ぐまでの間、地域の民生委員・友愛訪問ボランティア等と協力してや暫定的に訪問活動を行う。

④ 生活情報提供等

- ・地域支え合い推進員は、垂水区社会福祉協議会と連携を取りながら、区内の推進員等と輪番制で定期的に高齢者向けの生活情報紙として『ニコニコはあと』を3ヶ月に1度発行する。また発行の間はセンターで行政等から配布される情報の中から興味関心、必要な情報の配布等を行い介護予防・認知症についての啓発を行う。
- ・配布は、地域支え合い推進員の高齢者宅訪問時や民生委員を通じて行う他に小地域見守り連絡会やふれあい給食会・モーニング喫茶等の地域行事において行う。地域福祉センター等の施設にも配布する。

10. 医療機関との連携について

- ・地域の高齢者が地域で安心して生活する上で医療対応は不可欠であり、早期の検診、受診等を推奨し日頃から健康に配慮した生活が送れる様に健康相談等に対応すると共に介護予防や認知症予防の必要性を広く啓発する。
- ・医療介護サポートセンターやオレンジチームに対して相談し連携をはかり地域での生活の継続に向けた支援の推進していく。
- ・地域医療が推進され、老々世帯や独居の認知症やターミナルケア等重度への対応が多くなる中、病院や主治医等を含めた医療機関でのケアカンファレンス、サービス担当者会議への参加・開催をする。
- ・医療機関主催の研修会や事例検討会へ参加し、顔の見える関係作りや医療知識や実践対応のスキルアップを地域のケアマネジャーと共に図る。
- ・介護予防サービス等のプラン作成の際には主治医等と連携を図り、医療情報を活かした支援を行う。
- ・主治医や入院先病院等からの相談に対して、高齢者の在宅での生活情報・地域情報を伝達し、在宅での生活がより密着した医療と介護の連携支援となる様にする。
- ・垂水区地域ケア推進検討委員会へは区内のセンターが交代で出席し情報を共有することで多職種連携の強化を図り地域包括ケアの充実に取り組む。

11. その他関係機関との連携について

- ・あんしんすこやかセンターの役割を圏域エリアの居宅介護支援事業所やサービス事業者だけでなく、スーパーや郵便局・銀行、医師会や警察・消防・多職種関係機関へ訪問しパンフレットを活用し伝え、相談しやすい関係づくりに努める。またイベントポスターやビラ配りを通じて地域住民への啓発活動にも繋げている。より地域に密着を行なっているふれまちや民生委員や婦人会等が主催する連絡会や行事に積極的に参加し、顔の見える関係性づくりや地域全体の意見や情報の集約を行う。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・適切な情報提供に基づく利用者の意思決定を尊重し、公平・公正な介護予防マネジメントの確保が行えるよう努める。
- ・介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合に、居宅介護指定事業所や施設入所先の選定について、利用者の希望を優先し、希望がない場合はあんしんすこやかセンターより、指定居宅介護支援事業所リストを掲示し利用者へ選択してもらいように支援する。サービス事業者についても適切な情報提供を行う。
- ・正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏らないよう努める。

令和 2 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：63

あんしんすこやかセンター名：平磯あんしんすこやかセンター

令和 2 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

法人内特別養護老人ホーム機能を活用し、24時間相談を受け付けに対応し、既に関わりのある利用者については担当者迅速に連絡する。

2. 職員の配置について

資格・職歴、経験年数等を十分に考慮した、地域包括支援センター業務に適した職員配置をする。
各職員の経験、専門性を考慮し各種研修会への参加等、資質向上の取組を積極的に行っていく。

3. 総合相談支援業務について

・相談者が抱えている主訴を誠実に受け止め、信頼を得られるように相談内容を把握後、センター職員が協議して緊急性を判断する。
・寄せられた多種多様な相談内容から、相談者、経路、内容、件数、時間等を分析し、地区診断の視点を活かした課題発見・行動計画に繋げる。

4. 権利擁護業務について

・権利擁護の意識を持ち、成年後見制度の活用、高齢者虐待防止、消費者被害防止に繋がるよう、各種会議、会合等の場で、地域住民に行政機関を案内したり法テラス・リーガルサポート等の専門機関紹介やパンフレット等でわかりやすく啓発をすすめる。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

・地域ケア会議やケース検討会を開催し「顔の見える関係」「個別課題の検討機会」「地域課題共有・検討機会」の場づくりを行う。市や区が運営する地域ケア会議への政策提言を行う。
・介護支援専門員同士が情報交換を図れるよう、交流会、研修等を開催する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

・実態把握、地域行事等の複数の把握経路から介護予防・総合事業対象者を把握する。
・予防給付対象者に対して、生活機能の低下を予防する為、目標指向型のケアマネジメントを意

識し多様なフォーマル、インフォーマルサービスと連携を図る。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・民生委員、児童委員協議会と連携し、小地域見守り連絡会を開催運営する。
- ・地域における老人会、自治会等様々な関係機関と連携し、高齢者宅を個別訪問したり、近隣住民等からの情報収集により、高齢者の生活状況、家族関係等について実態把握を行い、課題の早期発見・早期解決に努める。
- ・地域支え合い推進員を中心として、ガス使用量並びにセンサー感知等のICTを活用した見守りサービス利用者への見守り支援を行う。
- ・地域住民や家族、地域の介護支援専門員等からの相談に応じ、介護保険サービス等の公的福祉サービスとの調整支援を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・地域における認知症高齢者と家族支援の為に地域支援者、各関係機関、住民等と協力し、認知症サポーター養成講座開催、認知症高齢者声かけ訓練を企画し神戸市安心登録制度等「認知症の人にやさしいまちづくり」について広報啓発する。
- ・地域ケア会議等を開催し、地域住民が認知症に対してむやみに不安を抱かないように学ぶ機会を作る。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・民生委員、児童委員協議会と連携し、小地域見守り連絡会の開催運営を行い、民生委員・友愛訪問グループ等と地域の高齢者の情報を共有する。
- ・単身高齢者世帯・老老世帯の実態調査業務と情報管理などの高齢者情報の収集管理を行い必要に応じてセンターが高齢世帯を個別に訪問する。

10. 医療機関との連携について

- ・医療機関、歯科医院、薬局等の情報を整理し、各関係機関と連携を図り、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように支援する。
- ・地域ケア会議や個別のケース検討会議に、医師等の医療従事者に出席を依頼し意見を聞くことでサービス提供事業者や居宅支援事業所のケアマネジャーとネットワーク構築を促す。

11. その他関係機関との連携について

- ・必要に応じて、警察・消防・金融機関や各店舗に地域ケア会議出席を依頼し関係構築に努める。
- ・消費者被害を防止するため、神戸市等からの情報提供を匿名化し、緊急性に応じて、随時、えがおの窓口、地区民生委員・児童委員協議会会長に連絡し注意喚起する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・適切な情報提供に基づく利用者の意思決定を尊重し、公平・公正な介護予防マネジメントの確保が行えるよう努める。事業者についても適切な情報提供を行う。
- ・特定の事業者が提供するサービスに偏らないよう努める。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 64

あんしんすこやかセンター名： 本多聞あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

月曜～土曜、祝日の9時から17時30分はあんしんすこやかセンター職員で対応する。緊急及び職員不在になる場合には、応援体制を整える。夜間帯と日曜日は、併設の特別養護老人ホームの宿当直者が対応し、必要に応じてあんしんすこやかセンターの職員に連絡が入り対応する。宿当直者は相談援助業務を行うことが出来る有資格者を配置しているために、市民からの相談が適切に対応できる。

センターの運営方針・運営要綱・各種マニュアルは、年2回全職員で確認する日を設けて確認を行う。

感染対策等緊急時対応について、職員全員で正しい情報を共有し冷静かつ適格に、また柔軟な対応が行えるよう体制を整えます。

2. 職員の配置について

「地域包括ケア」を実現するために、看護師・保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員を配置。虐待ケースや困難ケースの対応は、4職種がそれぞれ専門分野から意見を出し合い、「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

必要時にミーティングを行うことで、個別ケースの進捗状況やその他地域情報の共有も行き、センター内での共通認識が図れるようにします。

3. 総合相談支援業務について

相談内容について年々多様化してきており、高齢者本人の介護問題だけではなく、ご家族の抱える社会的課題も密接に関係してくることが多くあります。神戸市においても、神戸ひきこもり支援室、障害者支援センター等の福祉相談機関が近年開設されており、これらの新たな機関とも連携を図りながら、多様な問題や課題に対応できるように努めます。

4. 権利擁護業務について

消費者被害防止のために、最新の手口をタイムリーに地域や関係機関等へ情報提供し、被害防止に努めます。認知症に関する相談が年々増加していることから、成年後見制度についても活用できることを地域で情報発信する機会に案内していきます。高齢者虐待を早期発見・防止するために、関りのある地域住民に対し、正しい知識と理解をつくり、人権・権利について知ってもらう機会をつくります。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

センター職員は、高齢者自身も地域住民一員として住み慣れた地域で他の地域住民と協力し合い、医療・介護等の専門職に限らず、お互いの立場を理解しながら他の関係者との連携を図り、支え合って生活できるネットワークの構築に務めます。定期的に圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象とした交流会や勉強会を開催し、専門職としての知識の向上、地域資源等の情報収集や情報共有の場として活用できる様に支援を行います。また困難ケース等に対して相談しやすい体制を整え、支援出来るようにします。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域の給食会の閉鎖やキーパーソンの高齢化により、集いの場が減少傾向にあるが、新たなキーパーソンを発掘を行い、資源開拓をしていきます。地域の高齢者が、住み慣れた地域でその人らしく生きがいを持って暮らしていけるように、介護予防の一役を担える人材を発掘し、支え合いのできる地域づくりをしていきます。
フレイル予防の周知・改善を地域の特性に合わせて、介護サービスに偏ることなく地域資源を活用して行っています。フレイル予防でも大切な口腔機能の低下の予防にも力を入れていきます。口腔機能の低下を予防することは身体機能の衰え、人との交流の機会を失うことを防ぐことにつながります。歯科医、歯科衛生士、歯科医師会、栄養士と連携し、口腔ケアの向上に取り組みます。また、なんらかの支援が必要な高齢者に対して、自己決定、自立支援を基本とした生きがいのある具体的目標を引き出し、自主的に実践できるようなケアマネジメントを行います。流動的に変更される介護保険制度に対しては適切な把握や理解を進め、法令・運営基準・マニュアルを遵守し、介護予防ケアマネジメントを適時適切に実践するように努めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

昨年度に「少し歩けば集える場」と圏域内に点在させていくことを掲げ、今年度も引き続き地域診断により必要なエリアを選定し、「少しあるけば集える場」の立ち上げを目指します。後継者不足が深刻化しているため、地域住民が主体となり、人と交わり、生きる意欲が高まり、絆や共感を生み出し、日常的な助け合いが行える地域となるよう、地域住民や地域支援者と情報共有や意見交換を行っていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

条例にも制定・施行された「認知症の人にやさしいまちづくり」の実現には、行政・介護事業者だけでなく、一般住民や商業者等、地域を構成する幅広い人々に、高齢者を取り巻く現状と施策の理解を求めていく必要があります。引き続き地域ケア会議・認知症サポーター養成講座・声かけ訓練を適時計画・開催する中で、これまで関係が希薄だった団体へ接触し、連携を図ります。

9. 民生委員等地域との連携について

昨年度の民生委員の一斉改選により、新しく民生委員になった方もおられるために、困りごとを小地域支え合い連絡会や、地域ケア会議で課題の情報共有を行います。また、地域住民と民生委員だけではなく、見守り協力事業所や薬局、医療機関ともネットワークを作り、地域全体がつながっていけるように努めます。

10. 医療機関との連携について

区西部の4センターと医療介護サポートセンターとの共催で開催している医療・介護連携研修会も今までの連携について振り返りながら常に「連携とは何か」「何の為の連携なのか」を念頭に置き、医療と介護のそれぞれの課題を検討、歩み寄りを深めつつ介護支援専門員とMSW以外の医療関係者との連携にも昨年度に続き積極的に取り組み、援助職同士、同じ気持ちで高齢者や地域住民との支え合いのできる幅広くよりよい関係性構築に努めます。

11. その他関係機関との連携について

地域で暮らす多世代、医療機関、教育機関や商店、金融機関、保健センターや警察、消防、ふれまちや自治会など地域の様々な関係機関と連携し、虐待、認知症など徘徊や保護のケースにおいても情報共有していきます。認知症サポーター養成や声かけ訓練も継続していきます。その他、地域ごとの課題や困りごとに対して、地域ケア会議を通して歩み寄りができるよう地域住民や介護支援専門員に対しても把握して、地域住民やケアマネジャーに対しても把握している社会資源の情報提供を行い、関係者全員で支え合える情報共有やネットワークの構築に努めていきます。今後も地域の将来像のデザインを地域に暮らす多世代の一構成員として、地域清掃活動などの取り組みを継続していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

あんしんすこやかセンターが公益性の高い機関である事を所属する職員がしっかり自覚し、業務を遂行するにあたり特定のサービス提供事業所や施設への不当な誘引や利用者の不利益につながらないよう、常に構成かつ中立な立場で発言、対応を行いフォーマル、インフォーマルに限らず利用者にとって最適かつ有益なサービスを自己決定により選べるようにアプローチを行い、提供します。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：65

あんしんすこやかセンター名： 舞子台あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・センター運営方針、運営要綱、実施要領、各業務マニュアルに基づいて業務を行う。
- ・開所時間内にセンター職員が不在にならないよう、ケース訪問の予定は書く職員間で調整する。
- ・夜間、休日、年末年始を含む、センターの開所時間外でも、転送の携帯電話で当番職員が相談を受ける。

2. 職員の配置について

- ・保健師、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員、社会福祉士を配置し、相互に連携して業務にあたる。
- ・インテークをとったケースについては全て、ミーティングを通じて4職種間で情報共有する。
- ・ケースの個別性に応じて、複数の専門職によるケース訪問も行なう。

3. 総合相談支援業務について

- ・インテーク後に継続支援が必要となるケースについては、訪問により生活アセスメントを行う。
- ・持ち込まれる相談に対して、フォーマル・インフォーマルを問わず、効果的なサポートに繋ぐ。
- ・自助、互助では解決することが出来ないケースでは、共助、公助の活用も支援する。

4. 権利擁護業務について

- ・高齢者虐待ケースの早期発見、専門機関による早期介入を行う為に、集いの場等で一般住民に対する高齢者虐待防止の広報活動を重ねる。
- ・セルフネグレクトの状態にある高齢者の支援の際は、行政、医療機関、法律の専門職とも連携し、高齢者の生存権を擁護する。
- ・実態把握、介護予防ケアマネジメント対象者の訪問の際に、消費者被害の事例報告や注意喚起を繰り返す。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・4年前から開催している垂水西地区やセンターのケアマネ連絡会を通じ、関係機関とのネットワーク構築やケアマネジャーが抱えている課題について話し合うことが出来る場を提供し、「地域に根差す自立したケアマネジメント実施」を支援する。
- ・圏域内のケアマネジャーに困りごとアンケートをとったところ、地域ルールの把握（ゴミ出し等）が必要である、との意見があがった。支援者と地域住民が話し合うことでネットワーク化を図り、地域ルールについてお互いの立ち位置や役割を話し合えるようにする。
- ・現状を踏まえ、ケアマネジャーが支援を行う上で問題になっていることを把握し、タイムリーな対応に繋ぐことが出来るよう情報収集に努める。必要時は関係機関に繋ぐ。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・状況に応じて、フレイル予防啓発を行う。
- ・介護保険法や運営基準、マニュアルを遵守して、介護予防支援業務や介護予防ケアマネジメント業務を適時適切に実施する。
- ・委託事業所において適切な介護予防支援業務が行なわれるよう必要時対応を行う。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・圏域内地区で年2回ずつ小地域支え合い連絡会を開催。圏域内の行事の広報を行うとともに民生委員から地域で暮らす高齢者の実情を聞き取り、地域ケア会議に繋げる。
- ・住民に地域のつどいの場の紹介や、新たな活動の立ち上げの後押しを行っていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・昨年度に引き続き、中学2年生とPTAを対象に認知症サポーター養成講座を開催し、若い世代へ認知症の理解を促進する。また、認知症サポーター養成後に、同エリアで高齢者声掛け訓練を行うことで、見守り体制の整備を行う。
- ・センター職員が圏域内のオレンジカフェに参加し、情報提供や相談対応を行うことで、認知症への理解を促すとともに、本人、家族、地域住民の繋がりができるよう支援を行う。
- ・居宅介護支援事業所へ介護リフレッシュ教室の広報を積極的に行うことで、参加者を増やしていく。介護リフレッシュ教室の開催が困難な場合は、本人や家族が孤立しないような取り組みを居宅介護支援事業所と検討する。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・地域ケア会議や小地域支え合い連絡会を通じて、民生委員と個別ケースや地域課題に関する情報交換を行う。
- ・個別ケース支援における連携の際に、民生委員や近隣住民への負担が過度にならないよう、必要に応じてクライアントを適切なフォーマルサポートに繋ぐ支援も行う。

1 0. 医療機関との連携について

- ・医療ニーズが高く、在宅では健康を維持することが困難な場合は、必要に応じて入院相談も含めて医療機関と連携をとる。
- ・個別のケース支援を通じて、医療機関との連携を深めていく。自宅での生活状況や課題を医療機関に情報提供することで、適切な医療に繋げる。
- ・地域ケア会議を通じて、高齢者の地域課題について、医療機関や医療介護サポートセンターと認識を共有する。
- ・入退院時には、入退院連携シート等を積極的に活用し、連携をスムーズに行う。

1 1. その他関係機関との連携について

- ・個別のケース支援を通じて、法律の専門職、NPO、市営住宅管理会社等の関係機関とも連携をとり、高齢者の地域生活を継続的、安定的に支援する。
- ・高齢者のQOLの維持、向上の為に、公的機関、専門機関だけではなく、自治会、老人会、婦人会等、住民福祉活動を担う団体とも連携する。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・地域包括支援センターの運営費用が介護保険料や国、地方公共団体の公費により賄われていることを職員が十分に認識して業務に取り組む。年に数回、センター内ミーティングで同事項について認識を共有する。
- ・センター業務が特定の事業所に偏った活動にならない旨、全職員が認識して業務に取り組む。公正、中立性を確保する為、神戸市地域包括支援センター運営協議会の評価を受ける。

令和 2 年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号 (2 桁) : 66

あんしんすこやかセンター名 : 神陵台あんしんすこやかセンター

令和 2 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制 (24 時間相談体制も含む) について

- (1) センター職員が地域包括支援センター設置目的や業務を十分に理解する事により、その目的を達成し、その役割を果たす事ができる体制を作っている。
- (2) 職員間の連携・協働によりチームとして業務にあたる体制を作っている。
- (3) 尊厳ある人格の尊重を第一の視点とし、業務の遂行を図る。
- (4) 関係法令を遵守し、個人情報の取り扱いに十分留意し、情報の漏洩がないような体制を作っている。
- (5) 地域包括支援センター運営要綱の遵守の徹底を図り、地域包括支援センター事業実施要綱に基づいて業務の遂行を図る。
- (6) 相談業務遂行のための下記体制を作る。
 - ① 担当者が空席の場合は他職員でサポートする。
 - ② 担当者は外出時には常に携帯電話を所持し連絡可能とする。
 - ③ 夜間・休日は担当を決め転送電話により連絡可能とする。

2. 職員の配置について

(1) 看護師	1.5 名
(2) 社会福祉士	1 名
(3) 主任介護支援専門員	1 名
(4) 地域支え合い推進員 (社会福祉士)	1 名

3. 総合相談支援業務について

- (1) 高齢者への個別訪問、家族や近隣住民からの情報収集により高齢者の心身の状況、その居宅における生活の実態及びその他必要な実態を把握する。
- (2) 保健、医療、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 相談内容に即し、高齢者の保健、福祉の向上及び医療との連携の為、サービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介を行う。

4. 権利擁護業務について

- (1) 高齢者があるその所有する財産の管理や権利擁護について第三者の支援が必要な場合は、依頼に基づいて適切な公的相談窓口を紹介するなどの支援を行う。
- (2) 高齢者が地域生活において問題を抱えている場合、このような高齢者が尊厳ある生活

を維持し、安心してその地域で暮らし続けられるよう専門的な視点で、以下の様な支援を行う。

- ① 成年後見制度や任意後見制度の活用
- ② 虐待の防止及び早期発見への対応
- ③ 困窮事例への対応
- ④ 消費者被害の防止

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- (1) 医療機関や民生委員等の地域団体とケアマネジャーとが、直に話が出来ると連携体制を作るための支援を行う。
- (2) 地域の介護支援専門員の資質向上を図るため、ケアマネジャー会議を開催し、事例検討会、研修、情報交換等を行う場を設ける。
- (3) ケアマネジャーが、介護保険サービスのみならず、積極的に社会資源の活用を提案できるようになり、さらには不足している地域資源の開発に協力出来るようになるよう啓発していく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- (1) 個々の身体状況に応じて、介護予防に向けた具体的な目標を設定し一定期間経過後目標達成状況を評価する。
- (2) 介護予防支援業務の一部を居宅介護支援事業所に委託した場合は、書類の確認や必要時助言を行う。
- (3) 社会資源の把握と新たな資源創設の支援を行い、必要な住民に適切に情報提供することで、要介護状態になることを防ぐよう努める。
- (4) 地域の集まりや行事の際に、フレイル予防の広報を積極的に行い、健康寿命の延伸を目指す。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- (1) 地域の社会資源を図示し、地域住民にも実情を分かりやすく説明できるよう工夫していく。
- (2) 元気な高齢者がボランティアとして活躍できる場の創出をめざし、出来るだけ多くの高齢者が地域に出向けるような仕掛け作りを行なう。
- (3) 地域住民の声から問題点を拾い上げ、住民の持てる力を活かした助け合いの仕組みづくりを創設するための支援を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

- (1) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の方への対応や声かけの方法を知ってもらうため、認知症サポーター養成講座や声かけ研修と併せて、各地域で認知症高齢者声かけ訓練を実施する。
- (2) あんしんすこやかセンターが認知症についての相談窓口の一つであることを広報する。
- (3) 関わりが困難な認知症高齢者について、オレンジチームと連携して、適切に医療や介護に繋げるよう努める。

9. 民生委員等地域との連携について

- (1) 民生委員から高齢者に関する相談があった場合、訪問などの対応を行い、対応の結果を個人情報の規定内で可能な限り報告する。
- (2) 地域の行事、ふれあい給食会に必要時に参加し、民生委員やふれまち役員、自治会等の関係者と相談しやすい関係作りを行う。
- (3) 民生委員と見守り対象高齢者の担当ケアマネジャーが直接話が出来るよう、顔つなぎを図る。

10. 医療機関との連携について

- (1) 認知症無料診断制度を有効に活用するために、家族等の支援者の居ない場合は、医療機関と連携し、受診に結びつけるよう働きかける。
- (2) 認知症高齢者支援の為、主治医と連携し情報の共有を図ると共に、受診に繋がらないケースにはオレンジチームと同行訪問するなどの集中的な支援を行う。
- (3) 地域包括ケアシステム構築に向けて、医師をはじめ、看護師、薬剤師、理学療法士や医療ソーシャルワーカー等多職種とも連携する。
- (4) 担当利用者や地域の高齢者の入退院時には、分かる範囲で連携シートにて情報提供を行い、再び在宅生活がスムーズに送れるように支援する。
- (5) 地域ケア会議等に参加を依頼し、地域の課題と高齢者の情報を共有し、必要時に相談のしやすい顔の見える関係作りを行っていく。
- (6) 介護保険意見書を作成した主治医はもちろん、歯科医師等、治療を受けている他の主治医とも連携する。

11. その他関係機関との連携について

- (1) 地域行事に積極的に参加し、幅広い世代に向け、センターの広報活動を行う。
- (2) 圏域内事業者へ地域ケア会議への参加を依頼し、地域課題に対する情報を共有する。
- (3) 所轄警察署や消防署から、問い合わせがあった場合、可能な限り情報を共有し、迅速に高齢者を擁護できるよう協力体制を作る。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- (1) 公正・中立性を確保する為の下記事項を遵守する事とする。
 - ①利用者や事業者への適切な情報の提供
 - ②適正な介護予防ケアマネジメントの確保
 - ③公平公正な介護予防ケアマネジメントの支援
- (2) 公正・中立性を確保する為の下記事項を行わない事とする。
 - ①要支援・要介護の認定申請代行の勧誘
 - ②センターが作成する介護予防プラン作成において、正当な理由がなく特定の事業者が提供するサービスに偏る事、また提供するサービスを不当に誘引する事。
 - ③センター業務以外の広告・営業活動
 - ④センター業務以外の行政に関する類似行為。

令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：67

あんしんすこやかセンター名：舞子あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

センターの営業時間は月曜日～土曜日（祝日含む）9時から17時30分とし、時間外や日曜日及び年末年始12月31日から1月3日については、母体法人が設置している舞子の施設（24時間体制）と連携を取り、相談対応ができる体制を継続する。また、センター長が常時事業所携帯を持つことにより緊急時対応に備える。

2. 職員の配置について

主任介護支援専門員1名、社会福祉士2名、保健師または経験のある看護師1名、地域支え合い推進員1名を配置し、福祉・医療の多様な相談に対して各々の専門知識・経験を生かしてチームアプローチで地域包括支援センター事業の円滑な推進を図っていく。また、地域支え合い推進員を中心に地域の見守りの強化、住民主体の地域づくりに向けた側面的支援を行う。

3. 総合相談支援業務について

地域住民が安心して住み慣れた地域において、長く安定した生活ができるように支援体制を整え、地域の総合相談窓口として多種多様な相談に対応できるように地域資源の把握や発掘を行い、情報を整理することにより地域に還元・活用できる体制整備を進める。

日頃から地域に積極的に出向いて顔の見える関係性作りを心掛け、地域行事に合わせて相談受付ブースを設ける等により気軽に相談して頂ける環境作りに努める。地域に出向いた際には、地域住民の生の声にも耳を傾け、こまめに記録に残すことにより課題抽出につなげる。

相談受付内容については、データ管理を行うことにより地域特性を把握し、傾向に応じた対策を検討する。また、丁寧な後追い作業により切れ目のない対応を心掛ける。

多様化する高齢者の課題に対応できるよう日頃から他機関とのつながりを大切にし、相談内容に応じて適切な情報提供や適切な関係機関に「つなぐ」役割を担う。

センターが中心となり介護に取り組む家族をはじめとして、地域の多様な機関、事業所、ボランティア等と必要に応じて関り、ネットワーク構築を推進して、互いの相互作用により相談対応の幅を広げていく。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度に関する普及啓発を継続的・積極的に行う。日頃から民生委員をはじめとする各地域団体や居宅介護支援事業所、サービス事業所、医療機関等と情報交換を行う機会を持ち、身近な相談窓口として認識頂くことにより早期相談・早期介入に繋げる。

悪質商法被害防止に向けた取り組みを警察や生活情報センターと密に連携を図ると共に、定期的に被害状況周知を地域やサービス事業所に向けて行うことによりタイムリーな情報発信を継続する。

虐待(疑い含む)通報が入った際には、迅速に実態把握を行い高齢者の安全を確保する。複数名での対応を原則とし、関係機関や行政との連携を密にとり、状況については定期的・随時センター内で情報共有を図り、各専門職の特性を生かしてチームアプローチの下適切な対応を行う。個人情報については特に慎重に取り扱い、客観性に基づいた冷静な対応を行う。また、養護者が抱え込んでしまい追い込まれないように介護リフレッシュ教室の周知や必要な情報提供を行い、養護者支援の視点を重視する。さらに、ケアマネジャー支援にも注力し、支援者が疲弊しないよう後方支援を行う。定期的な評価を行いながら、センター全体として関わる体制を維持する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の社会資源やインフォーマルサービスについては幅広く情報収集に努め、冊子にまとめることで視覚化を図り、相談対応時や各関係機関との共有に活用する。

地域診断を通じた地域課題の抽出や、個別事例・典型事例の検討による個別課題の解決の検討を積み重ねることにより、より具体化した課題解決への取り組みを行う。小地域単位での地域ケア会議を開催し、より細分化した地域の特徴やニーズの把握に努め、地域の強みを生かしながら住民が主体的に地域づくりに参加していけるよう各団体とのパイプ役やマッチング機能を果たしていく。

また、圏域内・委託先居宅介護支援事業所のケアマネジャーや3師会、リハ職と事例検討会を行う機会を持ち、ケアマネジャーのスキルアップや医療・介護連携の推進に向けた取り組みを実施し、そこから見えてくる高齢者が抱えてくる課題についても共有することを目指す。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

「自立支援」の観点から、高齢者本人が持つ力についてきめ細やかなアセスメントを実施し、各関係機関と密に連携をとりながらケアプランを立案する。

給食会など地域の集いの場でフレイル予防の普及啓発を行い、住民への意識付けを行う。無関心層や閉じこもりがちの方にも地域とのつながりを持って頂けるきっかけ作りを地域と共に模索し、専門職の協力も得ながら地域での取り組み支援を行っていく。

また、元気な高齢者が地域の中で役割を發揮できる機会を増やせるよう地域のニーズ把握やマッチングを区社会福祉協議会と連携をとりながら行い、健康寿命の延伸を目指す。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域で交流が持てる集いの場や社会資源の活用が活発に行われるよう、積極的に地域に出向き地域の方との交流を深めていく。

地域の課題を住民が主体的に解決していけるような動機付けに努め、より幅広い機関と連携を図りながら住民相互の支え合いや見守りが行えるしくみを地域全体で作れるよう地域力を高める側面的支援を行う。また、そうした地域づくりを行う過程の中で各関係機関とのネットワーク構築をさらに深めていく。

実態把握事業についても切れ目ない支援を行い、必要時こまめにセンター内で情報共有することにより統一した対応をとり、センター内各専門性を發揮しながら適切な関係機関や制度に繋ぐタイミングを掴む。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の人にやさしいまちづくり条例に基づく「神戸モデル」の普及啓発に努め、早期受診の推奨や安全に生活して頂くための環境整備について情報発信していく。幅広い世代の地域住民や協力事業者等に認知症に対する正しい知識を持って頂くため「認知症サポーター養成講座（キッズサポーター養成講座）や「認知症高齢者見守り訓練」の実施、地域ケア会議やケースカンファレンスによる認知症の事例検討を通して認知症に関する理解を深める機会を持ち、互いに助け合える地域づくりを目指していく。

日頃の相談対応については、医療機関や認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム等と連携を取り、早期受診や適切な治療及び介護の提供に必要な環境整備を進めていく。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員からの相談には、引き続き丁寧かつ迅速に対応し、信頼関係を深めてスムーズな連携体制を構築する。民生委員も高齢化が進んでいるため、「支援者を孤立させない」支援を行うため、日頃から顔の見える関係性づくりを行うよう努める。個人情報保護の観点を守りつつ、民生委員とケアマネジャー・サービス事業所等介護保険事業所との連携がスムーズかつ密に行えるような体制構築を目指していく。

ふれあいのまちづくり協議会や老人会・婦人会その他の地域団体とも日頃から接点を多く持ち顔の見える関係性を作り、気軽に相談して頂ける存在となる。

10. 医療機関との連携について

地域の高齢者が安心して自立した生活を送れるよう健康維持の重要性を周知し、かかりつけ医や専門医による受診を推奨して日頃から健康に配慮した生活が送れるよう支援する。

また、個別事例検討や日常的な関わりの中で3師会やリハ職・栄養士等との連携を意識し、接点を多く持つ中で日頃の連携がスムーズに行える関係性作りを心掛け、各区に配置されている医療介護サポートセンターとも積極的に連携を図り、多職種連携を図る。

11. その他関係機関との連携について

地域の高齢者を取り巻く様々な課題に対応するため、ふれあいのまちづくり協議会構成団体、サービス事業所、NPO法人、ボランティア、すまいるネット、専門職団体、店舗、銀行、郵便局、協力事業者等幅広い機関との連携に努める。

地域づくりの活動過程の中で、連携がとれる機関を増やしていき、より幅広い団体との連携の下センターの対応力向上を目指していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行うことで、高齢者の意思決定を支援し、正当な理由なく特定の事業所に偏りが生じていないか検証する機会を持ち、公正中立な業務の運営に努めていく。また、要支援者が要介護になった場合には、引き継ぎ先を高齢者の意思に基づいて選ぶことができるよう必要な情報提供を行うと共に「指定居宅介護支援事業所の選定における確認書」を確実にとる。

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて

圏域内の介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への引き継ぎ方法について、次のとおりとする。

【対象者】

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていた事業対象者や要支援者（サービス利用していない人も含む）

【指定居宅介護支援事業者の選定について】

1. 選定にあたっては利用者の希望する指定居宅介護支援事業者を優先する。
2. 利用者の希望する事業者がない場合は、地域包括支援センターより指定居宅介護支援事業者リスト（区内）を提示し、利用者が選択する。
3. 「指定居宅介護支援事業者の選定における確認書（別紙）」に利用者が署名する。

【利用者が確認書を記入しない場合】

利用者が確認書を記入しない場合は、その理由を支援経過記録用紙に明記する。

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改訂》

〇〇〇

あんしんすこやかセンター運営管理者様

指定居宅介護支援事業者等の選定における確認書

私は、私のケアプラン（居宅サービス計画）の作成依頼先として、

()

を私の意思で選択したことに相違ありません。

※どちらか該当する方に○印を入れてください。

- 1. 私の意思で上記の事業者を希望しました。
- 2. 特に希望する事業者がなかった為、あんしんすこやかセンターの職員から適切に「えがおの窓口一覧表（区内）」の提示を受けて選択しました。

年 月 日

本人氏名

代筆者

(本人との続柄

)

* 地域包括支援センターは、利用者が要介護状態となった場合において、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、公正中立に指定居宅介護支援事業者等を利用者に選んでいただくことが義務付けられています。

介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況

センター名	要介護 になった 人数(A)	事業者 未決定 人数(死 亡等) (B)	確認書 必要人 数(C)=(A)-(B)	確認書あり			確認書なし											
				件数 (D)=(E)+(F)	本人希望による事 業者決定(E)	一覧表提示による 事業者決定(F)	件数 (G)=(H)+(I)+(J)+(K)	本人 拒否 (H)	本人 死亡 (I)	入院中 (J)	その他 (K)	その他の理由						
													0	0	0	0	0	0
桃山台	44	4	40	40	30	75%	10	25%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩屋	59	6	53	53	50	94%	3	6%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東垂水	103	12	91	91	65	71%	26	29%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
垂水名谷	78	18	60	60	58	97%	2	3%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平磯	37	1	36	36	32	89%	4	11%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本多間	125	14	111	111	102	92%	9	8%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舞子台	84	11	73	73	60	82%	13	18%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神陵台	65	11	54	54	52	96%	2	4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
舞子	71	10	61	61	55	90%	6	10%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	666	87	579	579	504	87%	75	13%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区運営協議会における報告事項の見直しについて（案）

1. 提案内容

本市では、平成 18 年度より区地域包括支援センター運営協議会運営要綱に基づき、区地域包括支援センター運営協議会を運営しているが、地域包括支援センターの公正性・中立性が長期間安定した状態が継続しているため、令和元年度より区地域包括支援センター運営協議会は特段の事情がない限り原則年間 1 回の実施とすることを、平成 30 年度市及び区運営協議会にて承認を得た。

（趣旨）

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」（以下「市協議会」という。）を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」（以下「区協議会」という。）を開催する。

現在、区地域包括支援センター運営協議会において、公正・中立性の確認のため「介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合の取り扱い」について報告を行っているが、長期間適正な状態を維持しており、市による報告のみで確認が可能である。

ただし、確認書が必要な対象者について確認書がとれなかった場合のみ区運営協議会での報告を行うとともに、市運営協議会であわせて報告を行う。

2. 適用開始年次

令和 3 年度より上記のとおり実施することとする。

3. 介護保険法関係条文

介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロ

「地域包括支援センターの設置運営について」（老計発第 1018001 号、老振発第 1018001 号、老老発第 1018001 号）

令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について

1. 圏域について …別紙のとおり

日常生活圏域にあわせて圏域を変更する。

なお、変更については、東灘区からの提案があり、令和元年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会において承認されている。

2. 契約内容について

(1) 委託期間

募集条件として令和3年4月1日から令和9年3月31日まで(6年間)を予定し、契約は単年度ごとに締結する。

(2) 業務内容

①介護予防ケアマネジメント事業

②介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合相談支援業務

③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業

④支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務

⑤神戸市介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務

⑥認知症の人にやさしいまちづくりに関する業務

⑦健康寿命延伸の推進に関する業務

←介護予防普及啓発・介護予防把握事業
介護予防評価事業情報収集業務

⑧介護リフレッシュ教室開催事業に係る業務

⑨地域支え合い活動推進事業に係る業務

⑩災害に関する支援業務(新)

⑪シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業に係る業務(※該当圏域のみ)

3. 運営法人の決定について

令和3年度以降の委託先については公募により決定する。

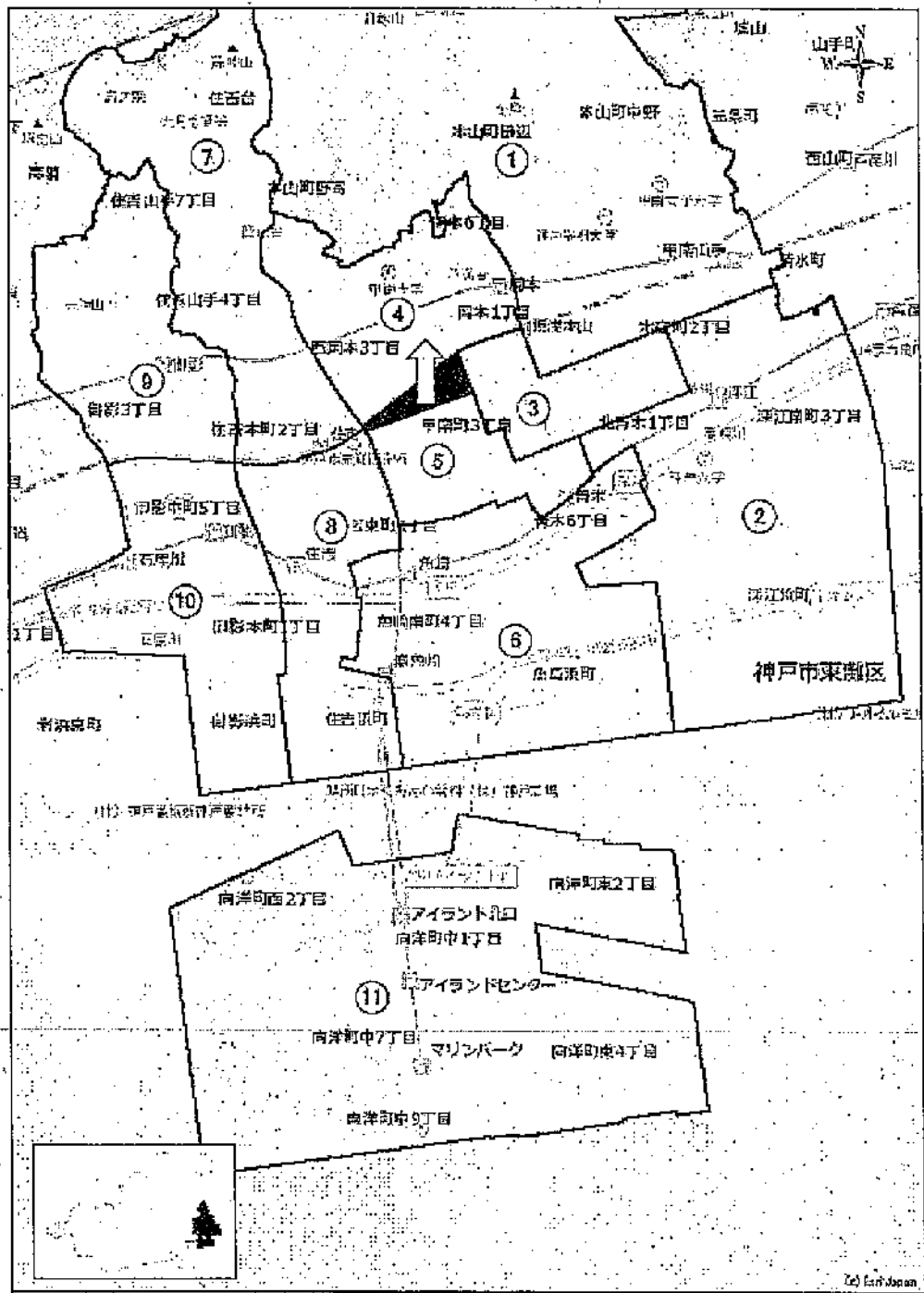
4. 今後のスケジュール

時期	内容	備考
8月13日	第2回地域包括支援センター評価委員会	選考基準の決定
8月下旬	公募要領公開	
9月上旬	公募説明会	
9月下旬 ～10月上旬	応募受付	
11月下旬	第3回地域包括支援センター評価委員会	選考
12月下旬	第2回市地域包括支援センター運営協議会	選考結果報告
3月	新法人引継ぎ	
4月	運営開始	

5. 次回の区運営協議会について（案）

公募の結果について報告するため、令和2年度第2回区運営協議会を開催する予定（書面開催を含む）。

あんしんすこやかセンター圏域地図(東灘区)



圏域 No.	現行センター名	地名	新圏域 No.	移動先センター名	高齢者数 (R2.6 末時点)
5	魚崎北部	田中町 3～5 丁目	4	本山西部	800 人